

# 商工部の概要

平成 6 年度

兵庫県商工部

# ◎ ALL (震災前)

[産業政策課]

## 1 新産業創造プログラムの推進

21世紀初頭の望ましい兵庫の産業社会を展望し、それを実現するための基本的な取り組みを提示する「ひょうご産業ビジョン」に基づき、生活の質的向上を支援する新たな産業分野を創造し、産業構造の転換に向けたリーディングプロジェクトとして、新産業創造プログラムを推進する。

### (1) 新産業創造開発チームによる事業化計画の策定支援 〔県10/10〕 6,867千円

#### ア 参加企業の公募

健康や福祉、環境、余暇などの生活の質の向上に関連する分野で新たに事業を展開しようとする企業グループを募集する。

#### イ 新産業創造開発チーム・検討課題の選定

新産業創造委員会において、応募企業グループの提出した企画概案を検討し、各グループの研究課題の適否等を勘案してチームの選定を行う。

#### ウ 新産業創造開発チームによる事業化計画の策定支援

選定された新産業創造開発チームが行う生活の質の向上につながる新商品・新サービスの開発に向けた事業化計画の策定に対して支援する。

#### エ 事業化計画の認定

事業化計画のうち、特に有望なものを新産業創造委員会が認定する。

### (2) 事業化のための支援措置

認定された事業化計画のうち、具体的に事業を推進しようとする企業・グループに対して、技術研究、企業化・商品化の各段階において各種の支援措置を機動的に講じ、実現を促進する。

#### ア 新産業創造研究開発費補助 〔工業課所管分〕 (県10/10) 30,000千円

新産業創造委員会で認定された計画の事業化に向け、企業・グループが行う技術開発研究に対する補助

補助率：1/2 以内

補助額：1テーマ当たり5,000千円～50,000千円

#### イ 新産業企業化補助 〔工業課所管分〕 (県10/10) 25,000千円

新産業創造委員会で認定された計画の事業化に向け、企業・グループが行う企業化、商品化のための事業に対する補助

補助率：1/2 以内

補助額：1テーマ当たり1,000千円～5,000千円

#### ウ 新産業創造支援資金の創設 〔金融課所管分〕 (県10/10) 50,000千円

新産業創造委員会で認定された計画の事業化に向け企業・グループが行う企業化、商業化のための設備資金等の低利融資

〔産業政策課〕

融資枠：15億円 限度額 7,000万円 利率：2.7%

- (3) 新産業分野の創業支援のあり方の研究 (県10/10) 6,069千円

新産業創造開発チームの具体的な検討等を踏まえ、新たな社会ニーズに的確に対応しようとする健全な企業家精神を持った起業家が中小企業等の創業に円滑に取り組めるための支援策について研究する。

## 2 産業・経済情報の収集・提供

- (1) 兵庫県経済白書の作成 (県10/10) 2,300千円

県下産業の動向や産業構造の現状等を分析すること等により、兵庫県の経済の実態を明らかにし、本県の行政施策の企画立案に反映させていく。

構成 I 動向編 (平成6年の景気、経済指標等の動きについて)

II 現状分析編 (産業の業種別、業態別、規模別、地域別分析)

III テーマ編 (産業の新しい動向について毎年テーマを変えて分析)

## 3 友好・姉妹州との経済交流の促進

具体的、継続的、開放的で互恵平等の原則に立ち、民間活力を活用した国際経済交流を推進するため、友好・姉妹提携の精神に則り、兵庫県の友好・姉妹州との間で着実な経済交流を進める。

- (1) 姉妹州との経済交流委員会の開催 (県10/10) 4,741千円

友好・姉妹州と直接協議する場として以下の友好・姉妹州別経済交流委員会を開催し、経済交流の進め方及び具体的な案件について協議する。

兵庫県・ワシントン州経済交流委員会の開催

兵庫県・広東省経済交流委員会の開催

兵庫県・海南省経済交流委員会の開催

- (2) 広東省中小企業視察団の受け入れ (県10/10) 3,269千円

兵庫県と広東省の企業との間の取引促進及び技術交流等を図るため、広東省の中小企業者で構成される視察団を受け入れる。

受け入れ：年間3団体程度

- (3) 広東省経営管理セミナーの開催 (県10/10) 647千円

広東省側企業関係者に日本式経営手法、品質管理等のノウハウを移転するため、広東省でセミナーを開催する。

時期：平成6年秋

- (4) 海南省経営管理セミナーの開催 (県10/10) 679千円

海南省側企業関係者に日本式経営手法、品質管理等のノウハウを移転するため、海南省でセミナーを開催する。

## 2 産業情報化の推進

経営情報等を適時・的確に提供するほか、情報システム構築等に対しアドバイスを行い、県下の中企業の情報化を支援する。

### (1) 兵庫県産業情報センターの運営 (国1/2 県1/2)

21,580千円

県下の企業が必要とする情報を収集・選別・加工し、適時・的確に提供するとともに、企業の情報化の促進と企業間の自主的な情報交流を促すため、(財)兵庫県中小企業振興公社に設置した兵庫県産業情報センター（設置場所 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル6階）の事業を補助する。

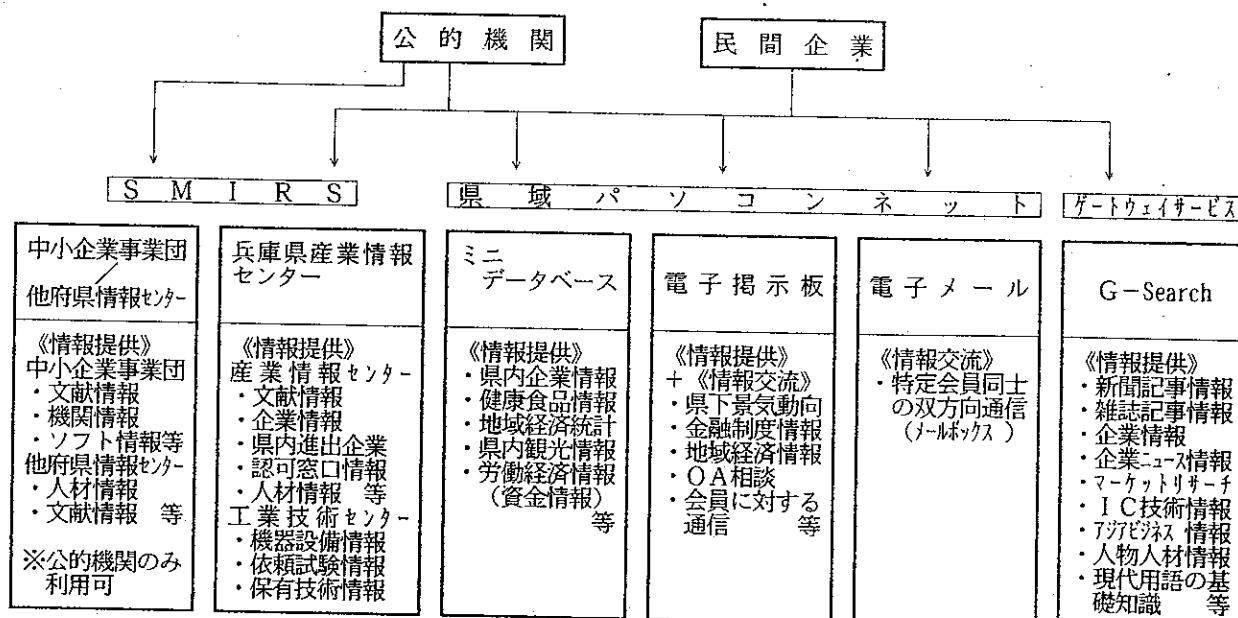
#### 主な事業内容

- ア 月刊情報誌“ひょうご経済戦略”の発行
- イ 景気動向調査等各種調査の実施
- ウ 情報化の相談・助言、交流支援
- エ 情報化の展示会、講演会、セミナーの開催

### (2) 兵庫県産業情報ネットワークシステムの推進 (国1/2 県1/2)

38,690千円

高度情報化社会に対応するため、兵庫県産業情報センターを中心として、県、市町、商工団体、中小企業等とオンラインで結ぶ“兵庫県産業情報ネットワークシステム(HYOGO-NET)”を運営するとともに、その内容の充実を図る。



# **商工部の概要**

平成 7 年度

**兵庫県商工部**

# ⑥ ALL

[産業政策課]

平成7年度の主な事業

## 1 新産業創造プログラムの推進 (県10/10)

21世紀初頭の望ましい兵庫の産業社会を展望し、それを実現するための基本的な取り組みを提示する「ひょうご産業ビジョン」に基づき、生活の質の向上を支援する新たな産業分野を創造し、産業構造の転換に向けたリーディングプロジェクトとして、平成6年度に引き続き、新産業創造プログラムを推進することとし、高い関心が寄せられた同事業の成果を踏まえながら、平成7年度は募集方法や事業化支援策の拡充・強化を図る。

### (1) 新製品・新サービスの開発支援 (県10/10)

4,280千円

#### ① 参加企業の公募

健康や福祉、環境、余暇など生活の質の向上に役立つ新たな製品・サービスの開発企画案を持った企業等を募集する。(事業化計画の提出)

- 拡充点①(対象)
  - ・県内企業及び県内企業グループ(現行:県内企業グループ)
  - ・新たに県内に進出しようとする企業及び企業グループ
  - ・新たに県内で創業しようとする者

- 拡充点②(開発テーマ)
    - ・県が定める重点課題及び企業の自由課題(現行:企業の自由課題)
- 平成7年度重点課題:情報通信関連、防災関連

#### ② 事業化計画の認定

新産業創造委員会の意見を聴取しながら、各企業グループ等から提出のあった事業化計画のうち特に有望なものを県が認定する。

### (2) 事業化の支援

1,225,000千円

(補正 20,000千円)

県の認定を受けた事業化計画を実施する企業・グループに対して、技術研究、企業化・商品化の各段階において、各種の支援措置を講じ、事業化を促進する。

#### ① 新産業創造支援のための補助

(475,000千円)

##### ア 新産業創造研究開発補助 [工業課所管]

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に新技術・新製品に関する研究開発に対して補助する。

[補助限度額] 500万円～5,000万円 [補助率] 1/2 以内 [期間] 1～3年間

##### イ 新産業企業化補助 [工業課所管]

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に、企業化、商品化のための事業に対して補助する。

[補助限度額] 100万円～500万円 [補助率] 1/2 以内 [期間] 1～3年間

〔産業政策課〕

ウ 新法に基づく創造的中小企業技術開発費補助 [工業課所管]

平成7年4月14日施行された「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づき、中小企業等の研究開発に対して補助する。

〔補助限度額〕 500万円～2,000万円 〔補助率〕 2/3 以内

〔期間〕 複数年(当面3年間を予定)

(○)

② 新産業創造支援のための融資

ア 新産業創造支援資金融資 [金融課所管] (県10/10) (750,000千円)

認定事業化計画に取り組む中小企業者等を対象に企業化・商品化のための設備資金等を融資する

〔融資枠〕 15億円 〔融資限度額〕 7,000万円 〔融資利率〕 3.0%

(3) 新産業創造システム研究 (研究テーマ: 産業復興ベンチャーキャピタル制度の創設の検討) 1,789千円

新しい独創的な技術・アイデアをもって新規事業を開拓しようとする創業期の企業を育成するため、新たな資金供給・企業サポートシステムを創設し、新産業の創出による県下の産業構造の転換を図る。

(4) 新産業創造セミナーの開催 (④) (県10/10) 6,744千円

新産業創造につながる意識啓蒙や、新産業創造プログラムのPRのために、県下企業を対象にしたセミナーを開催し、産業構造の改革につながる新しい市場の創造をめざす。

① 内容

〈第1部〉

ア 基調講演 (新産業創造に関連したテーマ)

イ 新産業創造プログラムの成果発表 (企業による事例発表) 等

ウ 新産業創造プログラムの参加募集のPR

〈第2部〉 起業相談・交流会

② 時期

神戸会場: 平成7年6月8日 姫路会場: 平成7年6月9日

## 2 産業・経済情報の収集・提供

(1) 兵庫県経済白書の策定 2,300千円

県下産業の動向や産業構造の現状等を分析すること等により、兵庫県の経済の実態を明らかにし、本県の行政施策の企画・立案に反映させていく。

(2) 中期経済予測モデルの開発 7,300千円

① 産業復興計画に基づいて諸施策が実施されるのに合わせ、将来(10年程度)の県経済の姿を予測するマクロ経済モデルを開発する。(成長率、県民総生産・総支出・県民所得の状況、等)

② モデルは、産業構造の変化や施策の効果・影響等をシミュレーションできるものとする。

復興関連事業

## 1 産業情報化による復興支援

- (1) ひょうご産業情報化促進センター設置基本調査 (県10/10) 新 1,000千円  
(補正 1,000千円)

被災した既存産業が創造的な復興発展をとげるとともに、“21世紀に伸びる中小企業”を育成するため、新産業の創造に不可欠な情報・交流・人材などの“ソフトな経営資源”的充実を図り、急激な円高や海外分業の進展、社会の成熟化、消費ニーズの多様化など、時代の要請に即応した効果的な中小企業支援施策を総合的な相談指導体制の下で展開する拠点として「ひょうご産業情報化促進センター（仮称）」を設置する。

平成7年度は、商工部内にワーキング・グループを設置して調査検討を行う。

平成7年度の主要事業

## 1 新産業振興策の推進

成熟社会にふさわしい産業構造を構築するため、時代のニーズに対応した新産業の導入・育成を図る。

- (1) 上山高原開発計画の推進 (県10/10) 2,500千円

ひょうのせんうしろやま なぎさんこくていこうえん  
氷ノ山後山那岐山国定公園に位置する上山高原をその高原性気候を活かしたレクリエーション・ゾーンとして整備する。

(事業内容)

次の調査を実施し、上山高原開発の可能性を検討する。

- ① 高原開発先進事例からみた導入施設の検討
- ② 上山高原周辺の誘客施設等との広域ネットワークのあり方

## 2 産業情報化の推進

高度情報化社会の到来に対応して、県内中小企業の情報化を支援する。

### (1) 兵庫県産業情報センターの運営 (国1/2 県1/2)

57,063千円

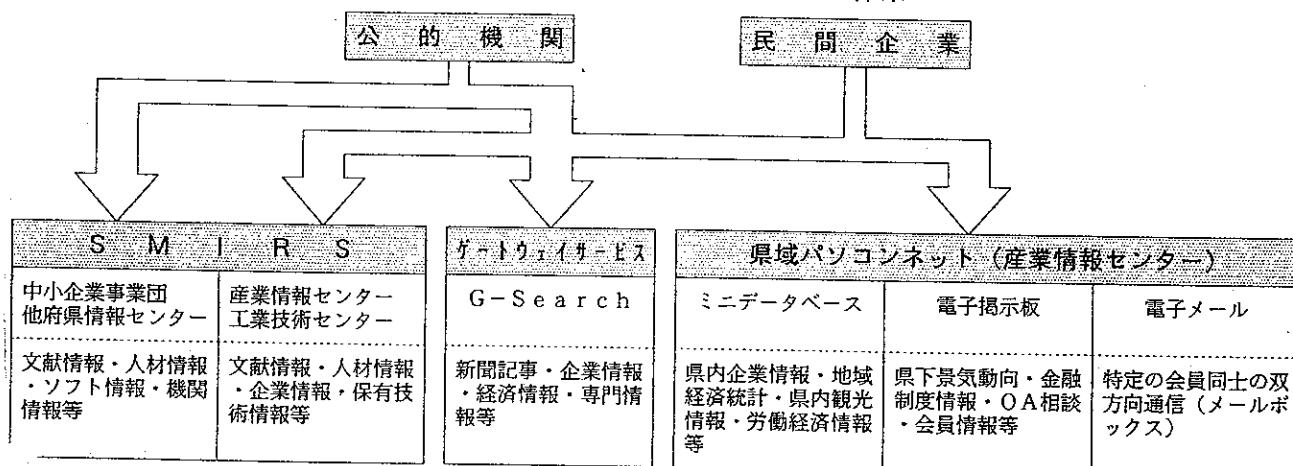
企業が必要とする情報を収集・加工し、適時・的確に提供するとともに、企業の情報化や企業間の自主的な情報交流を促進するため、昭和55年7月、(財)兵庫県中小企業振興公社に設置した兵庫県産業情報センターの事業に対して補助する。

(設置場所 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル6階)

#### ① 兵庫県産業情報ネットワークシステム (HYOGO-NET) (本格稼働: 平成元年10月)

県内の中小企業、商工指導団体等に、企業、人材、行政施策、催し物、景気動向等に関する各種情報を提供するパソコン通信ネットワークシステムを運営する。

HYOGO-NETのメニュー体系



#### ② 情報化プラザ事業

コンピュータ化を進めている中小企業者、情報産業関係者等の交流の場を設け、情報化に関する知識・経験の交流、共同研究を促進する。

#### ③ 中小企業ソフトウェアアドバイザー事業

中小企業ソフトウェアアドバイザーにより、コンピュータソフトウェアに関する相談に対し、指導、助言を行う。

#### ④ その他

ア 月刊情報誌“ひょうご経済戦略”の発行

イ 景気動向調査等各種調査の実施

### (2) 中小企業エネルギー環境対応情報提供事業 (国1/2 県1/2)

1,478千円

中小企業者の環境問題への対応を支援するため、兵庫県産業情報センターが、資源のリサイクルや特定フロン等の生産の全廃への対応などの環境対応に関する啓蒙普及講習会を開催する。

## 〔工 業 課〕

企業（仮称）」を編集発行し、県内外の発注企業・商社等に紹介することにより、新規取引先の拡大や新分野進出等を図るなど、経営資源の向上を支援する。

- (10) 下請中小企業取引条件改善講習会の開催 (国1/2 県1/2) 826千円  
資本金1億円以下の中小企業で、かつ親企業である企業の発注担当者を対象として下請中小企業振興法の振興基準等に関する講習会を開催し、下請取引の適正化を推進する。
- (11) リストラ対応緊急重点あっせん事業 (国1/2 県1/2) 420千円  
親事業者の海外展開、生産の内製化等のリストラが進行しているなか、それらの影響を受けている下請事業者への取引の重点あっせん・相談指導等を行う。
- (12) 経営基盤・技術向上等支援事業 (国1/2 県1/2) 3,844千円  
下請中小企業の経営基盤の強化、技術力の向上を図るために、専門家による講習会を開催するほか、研究会を組織し勉強会や工場見学等を行うなど、下請中小企業の自立化を支援する。
- 4 工業技術センターの復旧（一部国庫） 831,000千円  
(補正 831,000千円)

被災した県下中小企業の早期復興を図るため、震災により損壊を受けた県立工業技術センターの施設・研究機器等の復旧を緊急に行うとともに、被災中小企業に対する技術支援体制の強化を図る。

## II 新産業の創造育成

震災を契機として、21世紀に相応しい産業構造の構築を促すため、平成6年度に創設した「新産業創造プログラム」を引き続き推進する。

- 1 新産業創造事業費補助金（一部国庫） 475,000千円  
(補正 200,000千円) ○

生活の質的向上と産業構造の改革につながる新産業分野の開拓を目指したリーディングプロジェクトである「新産業創造プログラム」の推進に関して、事業化計画の認定を受けた企業の事業推進を支援するため次の制度により助成する。

### 新産業創造研究開発費補助金

認定を受けた新産業創造事業化計画に基づく新製品等の研究開発に必要な資金に対して助成を行う。

- ・補助額 5,000千円～50,000千円／1テーマ
- ・補助率 1／2以内

新産業創造企業化補助金

認定を受けた新産業創造事業化計画に基づく新製品等の商品化・企業化に必要な資金に対して助成を行う。

- ・補助額 1,000千円～5,000千円／1テーマ
- ・補助率 1／2以内

創造的中小企業技術開発費補助

中小企業創造活動促進法で認定された事業計画（著しい新規性を有する技術等）に基づく研究開発に必要な資金に対して助成を行う。

- ・補助額 5,000千円～20,000千円／1テーマ
- ・補助率 2／3以内（1／3国庫、1／3県費）

2 技術シーズの開発促進（技術向上奨励費補助） (国1/2 県1/2) ④ 10,000千円

創業後間もない、中小企業の優れた技術シーズに関する試験研究を支援する。

新産業創造に向けた研究開発を促進するためのシーズ研究

- ・補助額 2,000千円以内／1件
- ・補助率 2／3以内

3 新産業創造クラブの開設 ④ 4,500千円

新産業創造のヒントになる勉強会・情報交流の場を提供し、産業界における新産業創造に対する一層の気運の醸成を図るため、新産業創造クラブを開設する。

4 異業種交流グループの育成（一部国庫） 1,750千円

中小企業の融合化による新産業創造等を促進するため、毎年度異業種交流グループを結成し、技術課題に対する意見交換、学識者による指導助言等を行うとともに、これらグループの2年目の活動に対しても支援を行う。

- ・技術・市場交流プラザ事業（1グループ）
- ・異業種交流活動促進事業（1グループ）

## 〔工 業 課〕

### 平成 7 年度の主要事業

## 工 業 の 振 興

### I 創造的な科学技術の振興

#### 1 高度技術化の推進

(1) 科学技術の普及啓発 (県10/10) 5,000千円

##### ① 技術交流の推進

県下企業の技術水準の高度化を図るために、(社)兵庫工業会が実施する新技術関連情報の提供等技術交流の推進事業を支援する。

② 國際的科学技術イベントの開催 (県10/10) 10,000千円

S R (放射光) の産業利用をテーマとした国際的な科学技術イベントを開催し、技術情報の交流を図ることにより、県下企業の技術高度化及び産業構造の高度化を促進する。

・主 催 兵庫県、(社)兵庫工業会

(財)播磨テクノポリス財団、(財)高輝度光科学研究センター

##### (2) 技術開発に対する助成

① 新製品・新技術開発の促進 (技術向上奨励費補助) (国1/2 県 1/2) 19,400千円

中小企業の新製品・新技術に関する技術研究又は試作に対して助成を行うことにより、新技術等の開発を促進する。

対象企業 中小企業又は中小企業者の団体 (法人に限る)

補 助 額 1 件当たり 1,000 千円～ 5,000 千円

補 助 率 2 / 3 以内

② 新産業創造事業費補助金 (一部国庫) (再掲) 475,000千円

(補正 200,000千円)

生活の質的向上と産業構造の改革につながる新産業分野の開拓を目指したリーディングプロジェクトである「新産業創造プログラム」の推進に関して、事業化計画の認定を受けた企業の事業推進を支援する。

##### (3) 技術開発研究の推進

① 先端的重要地域技術研究 (その他 10/10) 11,330 千円

通商産業省工業技術院 (大阪工業技術研究所) が企画・推進する先進バイオ材料の創製加工

# **商 工 部 の 概 要**

**平 成 8 年 度**

**兵 庫 県 商 工 部**

## 1 (財)阪神・淡路産業復興推進機構への支援

137,435千円

被災地域の本格的な産業復興を成し遂げるため、(財)阪神・淡路産業復興推進機構（以下、「機構」という。）が実施する復興プロジェクトの事業化促進のための調査やイベントの企画・立案等に対する支援を行い、産業復興計画の早期実現を図る。

## (1) 支援内容

- ① 機構が実施する事業に対して、国・神戸市とともに所要の支援を行う。  
補助対象事業費 296,000千円（国1/2、県1/3、神戸市1/6）
- ② 補助対象外職員関連経費について委託を行う。  
補助対象事業費 38,769千円（県10/10）

## (2) 実施事業

- ① 復興のための企画事業
  - ・ひょうご百名所づくりの企画事業
  - ・外国企業立地ポテンシャル向上プランの策定 等
- ② 復興のための調査調整事業
  - ・エンタープライズゾーン等先導的かつ実現のための総合調整
  - ・規制緩和の推進
  - ・神戸東部新都心関連調査
  - ・尼崎臨海西部地域関連調査
  - ・産業復興フォローアップ調査 等
- ③ セミナー等関連事業
  - ・被災地域への企業誘致等促進事業
  - ・産業復興支援シンポジウムの開催
  - ・マルチメディア国際シンポジウムの開催 等
- ④ イベント等関連事業
  - ・被災地でのイベントリレーの企画・立案
  - ・復興情報番組等の企画・立案 等

## 2 新産業創造プログラムの推進

21世紀初頭の望ましい兵庫の産業社会を展望し、それを実現するための基本的な取り組みを提示する「ひょうご産業ビジョン」に基づき、生活の質の向上を支援する新たな産業分野を創造し、産業構造の転換に向けたリーディングプロジェクトとして、新産業創造プログラムを推進する。

①

ALL

[産業政策課]

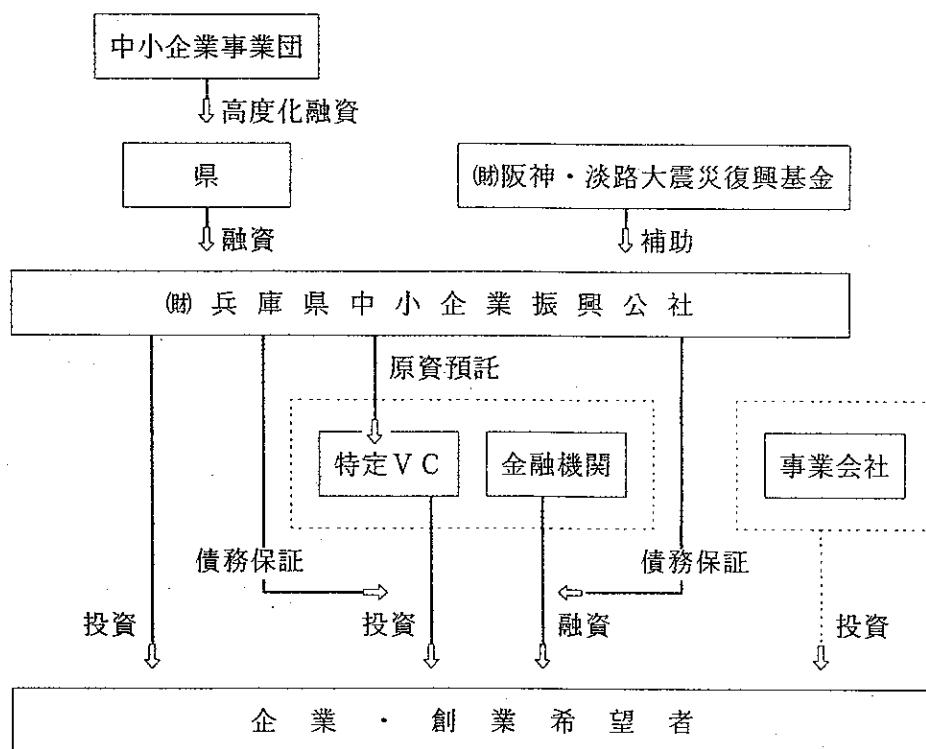
(1) 新製品・新サービスの開発支援 (県10/10)	3,860千円
① 参加企業の公募	
健康や福祉、環境、余暇など生活の質の向上に役立つ新たな製品・新たなサービスの開発企画案を持った企業等を募集する。(事業化計画の提出)	
② 事業化計画の認定	
新産業創造委員会の意見を聴取しながら、各企業等から提出のあった事業化計画のうち特に有望なものを県が認定する。	
(2) 事業化の支援 900,000千円	
県の認定を受けた事業化計画を実施する企業等に対して、技術研究、企業化・商品化の各段階において、各種の支援措置を機動的に講じ、事業化を促進する。	
① 新産業創造支援のための補助 (500,000千円)	
ア 新産業創造研究開発補助 [工業課所管] (県10/10)	
認定事業化計画に取り組む企業等を対象に新技術・新製品に関する研究開発に対して補助する。	
〔補助限度額〕 500万円～ 5,000万円 〔補助率〕 1/2 以内	
イ 創造的中小企業技術開発費補助 [工業課所管] (国1/2 県1/2)	
「中小企業の創造活動の促進に関する臨時措置法」の認定を受けた中小企業者が行う研究開発に対して補助する。	
〔補助限度額〕 500万円～ 2,000万円 〔補助率〕 2/3 以内	
ウ 新産業企業化補助 [工業課所管] (県10/10)	
認定事業化計画に取り組む企業等を対象に、企業化・商品化のための事業に対して補助する。	
〔補助限度額〕 100万円～ 500万円 〔補助率〕 1/2 以内	
② 新産業創造支援のための融資	
ア 新産業創造支援資金融資 [金融課所管] (県10/10) (400,000千円)	
認定事業化計画に取り組む中小企業者等を対象に企業化・商品化のための設備資金等を融資する。	
〔融資枠〕 20億円 〔融資限度額〕 7,000万円 〔融資利率〕 2.6%	
3 新産業創造キャピタルの推進 2,351,675千円	
	(復興基金 500,000千円)

産業空洞化の進展が懸念されるなかで、震災からの産業復興を図り、21世紀に向けて持続的に発展する新たな産業の創出が求められていることから、優れた技術力やアイディアをもって新たな事業を開拓しようとするベンチャー企業や今後活躍が期待される女性起業家等の創出を促進するため、株式投資等を中心とした円滑な資金供給を行うことにより、企業の創業・新事業展開等を支援する。

## (1) 制度の類型

制 度 名	対 象 者	年間事業規模
復興特別投資制度	県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、被災地等の産業復興に寄与する事業を開拓しようとする事業者、または創業希望者	4億円 復興基金
女性起業家等支援制度	県内で創業しようとする者で、被災地等の産業復興に寄与する事業を開拓しようとする女性・学生、企業の退職者	1億円 復興基金
一般投資制度	県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、事業を開拓する中小企業者、または創業希望者	10億円 高度化資金

## (2) 制度のスキーム



D ALL

[産業政策課]

各制度の概要

① 復興特別投資制度（資金調達限度額 2億円）

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	振興公社が単独で投資（株式、転換社債、ワラント債の引受）を行う。	1,000万円
協調投資	他の機関（協調機関）が投融資する場合に、振興公社も協調して投資を行う。（ただし協調機関と同額まで）	5,000万円
間接投資	振興公社が予め指定した特定のベンチャーキャピタル会社（特定VC）を通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
債務保証	金融機関が直接投資、間接投資と協調して無担保融資を行う場合、及び特定VCが預託を受けて社債を引き受ける場合に、その債務の一部を保証する。 ・無担保融資の債務保証（保証割合：90%） ・社債の債務保証（保証割合：70%）	保証対象限度額 5,000万円 1億円

② 女性起業家等支援制度（資金調達限度額 1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	株式会社の設立に際して、振興公社が設立新株を引き受ける。	500万円
債務保証	事業開始に際して、金融機関が無担保融資を行う場合に、その債務を保証する。	保証限度額 500万円

③ 一般投資制度（資金調達限度額 1億1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
間接投資	振興公社が特定VCを通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
直接投資	間接投資先企業に対して、振興公社が投資を行う。	1,000万円
債務保証	特定VCが預託を受けて社債を引き受ける場合に、その債務の一部を保証する。（保証割合：70%）	保証対象限度額 1億円

## 1 産業情報化の推進

高度情報化社会の到来に対応して、県内中小企業の情報化を支援する。

### (1) 兵庫県産業情報センターの運営 (国1/2 県1/2)

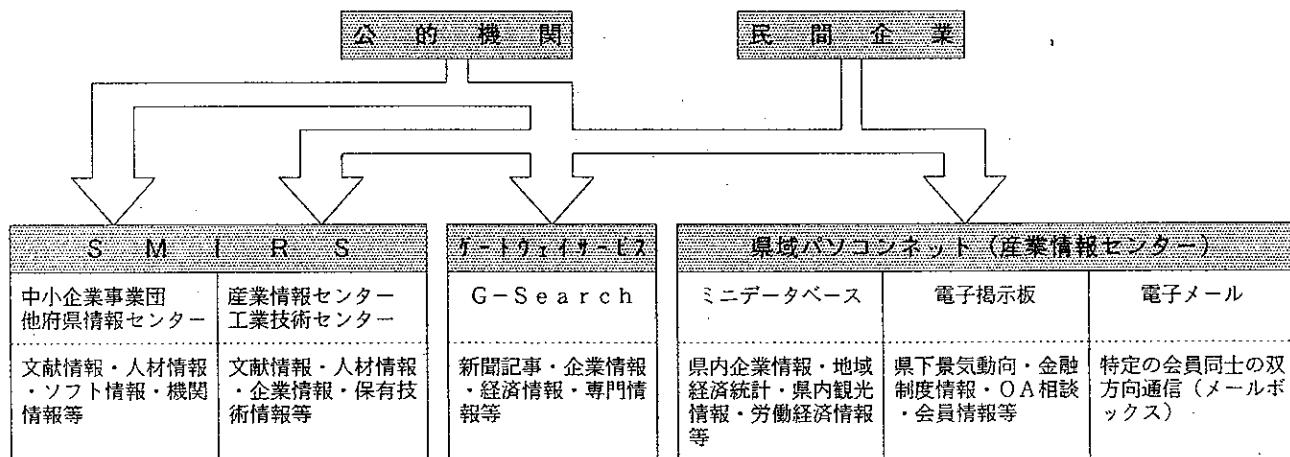
54,644千円

企業が必要とする情報を収集・加工し、適時・的確に提供するとともに、企業の情報化や企業間の自主的な情報交流を促進するため、昭和55年7月、(財)兵庫県中小企業振興公社に設置した兵庫県産業情報センターの事業に対して補助する。

(設置場所 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル6階)

#### ① 兵庫県産業情報ネットワークシステム (HYOGO-NET) (本格稼働: 平成元年10月)

県内の中小企業、商工指導団体等に、企業、人材、行政施策、催し物、景気動向等に関する各種情報を提供するパソコン通信ネットワークシステムを運営する。



#### ② 情報化プラザ事業

コンピュータ化を進めている中小企業者、情報産業関係者等の交流の場を設け、情報化に関する知識・経験の交流、共同研究を促進する。

#### ③ 中小企業ソフトウェアアドバイザー事業

中小企業ソフトウェアアドバイザーにより、コンピュータソフトウェアに関する相談に対し、指導、助言を行う。

#### ④ その他

ア 月刊情報誌“ひょうご経済戦略”的発行

イ 景気動向調査等各種調査の実施

### (2) 中小企業エネルギー環境対応情報提供事業 (国1/2 県1/2)

1,404千円

中小企業者のエネルギー・環境問題への対応を支援するため、兵庫県産業情報センターが、省エネルギーや資源のリサイクル等への対応などのエネルギー・環境問題に関する啓蒙普及講習会を開催する。

### 〔新産業立地課〕

- (3) 起業家支援情報ネットワークシステム事業 (国1/2 県1/2) 5,800千円

中小企業や個人ベンチャーの事業拡大及び新規事業の立ち上げ等を支援するため、産業情報センターが、マルチメディア対応の「起業家支援情報ネットワーク情報ネットワークシステム」を先行的に整備し、次の事業を実施する。

#### (事業内容)

ア 情報受発信環境の整備

イ 中小企業等に対する支援情報の提供及び中小企業等の製品・サービス情報発信

ウ 中小企業等に情報機器等を利用させる情報レンタルデスク事業の実施

- (4) ひょうご産業情報化促進センター整備調査 (県10/10) 1,000千円

本県産業の創造的な復興発展を図るとともに、“21世紀に伸びる中小企業”を育成・支援するため、新産業の創造に不可欠な情報化・交流・人材育成などの“ソフトな経営資源”を充実し、時代の要請に即応した効果的な中小企業支援施策を総合的な相談指導体制の下で展開する拠点として「ひょうご産業情報化促進センター（仮称）」構想を推進する。

平成8年度は、昨年度の調査結果等を踏まえて、基本理念・基本方針等センターのあり方、実施主体、運営主体、関係機関等との連携等について検討する。

## 2 新産業振興策の推進

成熟社会にふさわしい産業構造を構築するため、時代のニーズに対応した新産業の導入・育成を図る。

### (1) ディジタル・クリエート工房の運営

マルチメディアを活用した新規産業の一つとして期待されている電子出版等の先行的な取り組みを支援するため、平成7年度に整備したディジタル・クリエート工房において、電子出版物の制作だけでなく、映像を扱うシステムや通信ネットワークを活用したソフトの流通への発展をめざす共同利用工房として本格運用する。

- (2) 上山高原開発計画の推進 (県10/10) 1,500千円

ひょうごのせんうしろやま なぎさんじくていこうくん  
氷ノ山後山那岐山国定公園に位置する上山高原を自然環境を活かした高原性レクリエーション活動拠点として整備するため、開発の可能性を検討する。

- (3) 地域総合整備資金貸付事業 (県10/10) 293千円

県が、地域振興に役立つ民間事業活動（第3セクターを含む）に対し、長期無利子貸付を行い、活力と魅力あるふるさとづくりを推進する。

## I 工業の復興支援

### 1 既存産業の復興支援

- (1) 本格的な復興のための共同工場の整備推進 (一部起債) 4,280,997千円
- ① 公営賃貸工場の建設支援 (3,062,847千円)  
地場産業等中小企業の本格復興を促進するため、神戸市が建設する本格的な賃貸工場の設置に対し、中小企業高度化資金を活用し支援する。  
・実 施 主 体：神 戸 市  
・場 所：川崎重工東工場跡地（神戸市兵庫区和田山通）
  - ② 共同工場の建設支援 (1,218,150千円)  
醸造蔵等生産設備が全半壊となった中小酒造メーカー2社による生産の共同化に対し、災害復旧高度化資金を活用し支援する。  
・実 施 主 体：(株)神戸酒心館（福壽酒造(株)、豊澤酒造(株)の共同出資会社）  
・場 所：福壽酒造(株)敷地内（神戸市東灘区御影塚町）
- (2) 販路開拓・共同PR事業への支援 (80,000千円)
- 被災地域の地場産業等中小企業を主たる構成員とする業種団体、公益法人が実施する販路開拓等の共同事業に対し、復興基金を活用し支援する。
- ・対 象 ①公益法人：財団法人神戸ファッショング協会、社団法人神戸市機械金属工業会  
②業種団体：日本ケミカルシューズ工業組合、灘五郷酒造組合、  
兵庫県粘土瓦協同組合連合会、兵庫県印刷工業組合
  - ・助成限度額 ①公益法人：20,000千円／団体（補助率1／2）  
②業種団体：10,000千円／団体（補助率1／2）
  - ・助 成 期 間 平成7年度～11年度（5ヵ年）

## II 新産業の創造・育成

### 1 新産業の創造支援

- (1) 新産業創造のための技術開発等への助成 (一部国庫) 500,000千円
- 「新産業創造プログラム」と「中小企業創造活動促進法（平成7年4月施行）」により認定した事業化計画に基づき実施する研究開発等の取組を支援するため、次の制度により助成する。

## [工 業 課]

### ① 中小企業創造活動促進法に基づく研究開発への助成（創造的中小企業技術開発費補助）

- ・対象企業 法等に基づき事業化計画を認定した中小企業等
- ・対象事業 法等により認定した事業化計画に基づく新製品等の研究開発
- ・補助額 1企業当たり 5,000千円～20,000千円（／1年）
- ・補助率 2／3以内（国1／3、県1／3）

### ② 研究開発への助成（新産業創造研究開発費補助）

- ・対象企業 新産業創造事業化計画認定企業及びグループに所属する企業等
- ・対象事業 認定した事業化計画に基づく新製品等の研究開発
- ・補助額 1グループ当たり 5,000千円～50,000千円（3年間）
- ・補助率 1／2以内

### ③ 企業化への助成（新産業企業化補助）

- ・対象企業 新産業創造事業化計画認定企業及びグループに所属する企業等
- ・対象事業 認定した事業化計画に基づく新製品等の商品化・企業化調査
- ・補助額 1グループ当たり 1,000千円～5,000千円（3年間）
- ・補助率 1／2以内

### (2) 新産業創造クラブの運営 （県10/10） 5,000千円

新産業創造の契機となる交流・情報交換の場として平成7年度に開設した新産業創造クラブを継続実施し、産業界における新産業創造に対する一層の気運の醸成を図る。

- ・分野別技術セミナー
- ・フロンティア・ビジネス・フォーラム 等

### (3) 戦略的技術開発プロジェクトの推進 納 （県10/10） 101,400千円

県内基幹産業が、潜在的に保有する先端的基盤技術シーズを活かした戦略的な技術開発プロジェクトテーマに関する先導的な共同研究開発に助成し、大型共同研究開発への発展を目指す。

- ・技術活用方策研究会の開催
  - ・先導的共同研究開発費の補助
- 補助率 1／2 以内  
テーマ数 3 テーマ

(工 業 課)

(4) 新産業創造支援センターの整備調査 (新) (県10/10)

1,000千円

産業界が持つ創造性・フロンティア精神を最大限に活用した新産業創造・育成の拠点施設として

新産業創造支援センターの整備に向けた意向調査等を行い、整備方針を検討する。



## 2 新分野進出等の支援

(1) 中小企業新分野進出等円滑化法による支援 (中小企業新分野進出等事業費補助) (一部国庫)

46,200千円

中小企業新分野進出等円滑化法の承認を受けた中小企業者が行う新分野進出等のための技術開発  
・新商品開発等を支援する。

・補助額 1企業当たり 6,666千円以内

・補助率 2／3以内

(2) 新製品・新技術開発等の促進のための助成 (技術向上奨励費補助) (国1/2 県1/2)

27,900千円

中小企業の新製品・新技術・省力化等に関する研究又は試作に必要な資金に対し補助する。

・補助対象 県内の中小企業及び中小企業者の団体

・補助額 1企業当たり1,000千円～5,000千円

・補助率 2／3以内

(3) 異業種交流グループの育成 (一部国庫)

1,750千円

中小企業の融合化による新産業創造等を促進するため、毎年度異業種交流グループを結成し、技術課題に対する意見交換、学識者による指導助言等を行うとともに、これらグループの2年目の活動に対しても支援を行う。

・技術・市場交流プラザ事業 (1グループ)

・異業種交流活動促進事業 (1グループ)

# 商工部の概要

平成9年度

兵庫県商工部

〔県立中小企業総合指導所〕

(3) 阪神・淡路大震災中小企業総合相談－経営支援アドバイス事業（個別）－（国1/2 県1/2）

平成8年度に引き続き、被災中小企業の事業再開等に関する各種相談に総合的に対応する。

（場 所） 神戸地域 県立中小企業総合指導所、阪神地域 阪神県民局、淡路地域 淡路県民局

## 2 創業・ベンチャー事業支援

新産業創造による本県産業構造の変革を促進するため、以下のとおり、創業を支援するとともに、既存中小企業のベンチャー事業を経営指導面からバックアップする。

- (1) ベンチャースクールの開講 (国1/3 県1/3 その他1/3) 1,482千円  
県内での創業希望者および創業後5年以内の中小企業者を対象に、創業期に必要な経営知識を習得させるとともに、ビジネスプランの作成指導を行い、新規創業を支援する。  
(受講定員) 30名×2コース  
(研修日数) スクール1 (経営基礎知識の習得) 6日間  
スクール2 (ビジネスプランの策定指導) 3日間  
オプションスクール (ビジネスゲーム) (経営シミュレーション体験) 2日間
- (2) 事業化コンサルティング (県10/10) 20件 518千円  
ベンチャースクール修了者やベンチャーキャピタル申込者等を対象に、個別に事業化に向けたコンサルティングを行い、実現可能な現実的なビジネスプランに仕上げ、創業の円滑化を図る。  
(指導回数) 3～5回程度／企業
- (3) 新産業創造プログラム選定企業経営指導 (県10/10) 5件 1,000千円  
新産業創造プログラムに選定された企業のうち、経営管理面の強化が必要な企業に対象に、事業化に向けた経営コンサルティングを継続的に行い、新産業創造プログラムの効果的進展を図る。
- (4) ベンチャー企業支援事業 ①  
① ベンチャー企業支援指導事業 ① (国1/3 県1/3 その他1/3) 3件 5,937千円  
人材が不足するベンチャー企業を対象に、企業経営経験者、中小企業診断士、技術士等の専門家を長期間派遣し、経営面や技術面の現場指導を行い、ベンチャー企業等の創造的事業活動を支援する。  
② ベンチャー企業出資受入支援事業 ① (国1/3 県1/3) 3件 1,362千円  
ベンチャーキャピタル等から出資を受け入れようとするベンチャー企業を対象に、公認会計士を派遣し、財務諸表整備や財務評価を行い、ベンチャー企業の円滑な資金調達を支援する。
- (5) 構造調整対応診断（個別） (国1/3 県1/3) 14件 4,200千円  
経済構造の変化に対応し、経営の安定、事業の革新、新分野進出、海外展開等を行おうとする中小企業を対象に、その対応方策について継続的にコンサルティングを行い、構造調整への対応を支援する。

〔県立中小企業総合指導所〕

- (6) 特定診断助成事業 (国1/3 県1/3) 2件 1,692千円  
創業、新分野進出、海外展開等の特定の課題について、コンサルティングを受けようとする中小企業に対して、希望する民間中小企業診断士を派遣し、その要する対価の一部を助成することにより、中小企業の構造調整への対応を支援する。
- (7) 起業家支援情報ネットワークシステム活用事業  
起業家支援情報ネットワークシステムを活用し、インターネットにより起業家が必要とする情報を提供（起業Q&A、中小企業向けガイドブック等）するとともに、電子メールによりオンラインコンサルティングを行う。

### 3 地域産業の活性化支援

地域の産業集積の活性化を図るため、地域中小企業経営動向分析事業により、地域産業の振興指針を策定するとともに、構造調整対応診断（集団）により、地場産業、下請企業集団、商店街、小売市場等の活性化方策を提示する。さらに、これら中小企業集団の高度化事業にかかる診断指導を実施し、その近代化を促進する。

- (1) 地域中小企業経営動向分析事業（地域産業振興指針の策定）(国1/2 県1/2) 2件 2,400千円  
地域の中小企業の経営環境の実態を調査・分析し、地域産業の振興指針や地域中小企業の指導計画を策定することにより、地域産業の活性化を支援する。  
(予定対象) 加古川市商業、灘清酒産地
- (2) 構造調整対応診断（集団）(国10/10) 4件 4,000千円  
経済構造の変化に対応し、経営の安定、事業の革新、新分野への進出等を行おうとする中小企業集団を対象に、その実態を総合的に調査・分析することにより、当該集団として取り組むべき対応策を提示する。  
(予定対象) ハイテクパーク入居予定企業集団（神戸市）、サンビオラ商業協（宝塚市）、岩屋商店街（淡路町）
- (3) 高度化事業にかかる診断指導
- ① 小売商業連鎖化診断 (国10/10) 1件 607千円  
ボランタリーチェーンを組織しようとする中小企業集団等を対象に、その計画の妥当性や運営管理の円滑化を図るための診断（改善指導）を実施する。  
(予定対象) 兵庫ギフト流通㈱（市川町）
- ② 小売商業協業化診断 (国10/10) 1件 328千円  
(予定対象) 和田山商業協
- ③ 共同施設事業診断 (国10/10) 4件 1,312千円  
(予定対象) 淡路瓦原土処理工場（西淡町、南淡町）、東加古川駅前商店街（振）（加古川市）

## I 新産業の創造

### 1 新産業創造の支援

#### 1 新産業創造プログラムの推進

21世紀初頭の望ましい兵庫の産業社会を展望し、それを実現するための基本的な取り組みを提示する「ひょうご産業ビジョン」に基づき、生活の質の向上を支援する新たな産業分野を創造し、産業構造の転換に向けたリーディングプロジェクトとして、新産業創造プログラムを推進する。

##### (1) 新製品・新サービスの開発支援 (県10/10)

3,597千円

###### ① 参加企業の公募

健康や福祉、環境、余暇など生活の質の向上に役立つ新たな製品・新たなサービスの開発企画案を持った企業等を募集する。(事業化計画の提出)

###### ② 事業化計画の認定

新産業創造委員会の意見を聴取しながら、各企業等から提出のあった事業化計画のうち特に有望なものを見定す。

##### (2) 事業化の支援

950,000千円

県の認定を受けた事業化計画を実施する企業等に対して、技術研究、企業化・商品化の各段階において、各種の支援措置を機動的に講じ、事業化を促進する。

###### ① 新産業創造支援のための補助

(550,000千円)

###### ア 新産業創造研究開発費補助 (県10/10)

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に新技術・新製品に関する研究開発に対して補助する。

〔補助限度額〕 500万円～5,000万円 〔補助率〕 1/2以内

〔新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例(産業復興条例)〕に基づく、「新産業構造拠点地区」内に進出する企業等に対しては、

〔補助限度額〕 500万円～7,000万円 〔補助率〕 2/3以内

###### イ 創造的中小企業技術開発費補助 (国1/2 県1/2)

「中小企業の創造活動の促進に関する臨時措置法」の認定を受けた中小企業者が行う研究開発に対して補助する。

〔補助限度額〕 500万円～2,000万円 〔補助率〕 2/3以内

###### ウ 新産業創造企業化補助 (県10/10)

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に、企業化・商品化のための事業に対して補助する。

〔補助限度額〕 100万円～500万円 〔補助率〕 1/2以内

〔産業復興条例〕に基づく、「新産業構造拠点地区」内に進出する企業等に対しては、

〔補助限度額〕 100万円～700万円 〔補助率〕 2/3以内

〔新産業創造課〕

② 新産業創造支援のための融資

ア 新産業創造支援資金融資 [金融課所管] (県10/10) (400,000千円)

認定事業化計画に取り組む中小企業者等を対象に企業化・商品化のための設備資金等を融資する。

(融資枠) 20億円 (融資限度額) 7,000万円 (融資利率) 2.3%

2 新産業創造クラブの運営 (県10/10)

5,000千円

新産業創造の契機となる交流・情報交換の場として平成7年度に開設した新産業創造クラブを継続実施し、産業界における新産業創造に対する一層の気運の醸成を図る。

新産業創造フォーラム、分野別セミナー、分野別交流会 等

3 新産業創造キャピタルの推進

2,356,607千円

(復興基金 900,000千円)

産業空洞化の進展が懸念されるなかで、震災からの産業復興を図り、21世紀に向けて持続的に発展する新たな産業の創出が求められていることから、優れた技術力やアイディアをもって新たな事業を展開しようとするベンチャー企業や今後活躍が期待される女性起業家等の創出を促進するため、株式投資等を中心とした円滑な資金供給を行うことにより、企業の創業・新事業展開等を支援する。

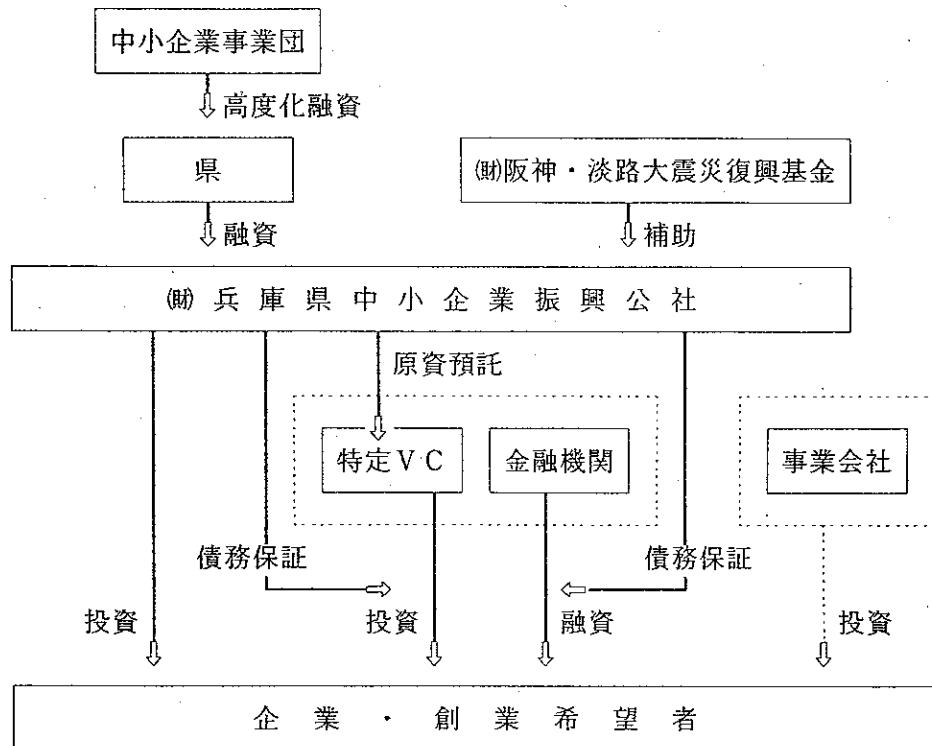
(1) 制度の類型

制度名	対象者	年間事業規模
復興特別投資制度	① 県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、被災地等の産業復興に寄与する事業を展開しようとする事業者、または創業希望者 ② 産業復興条例に基づく「新産業構造拠点地区」内に進出する企業等	8億円 復興基金 うち条例 分4億円
女性起業家等支援制度	県内で創業しようとする者で、被災地等の産業復興に寄与する事業を展開しようとする女性・学生、企業の退職者	1億円 復興基金
一般投資制度	県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、事業を展開する中小企業者、または創業希望者	10億円 高度化資金

# (o) ALL

〔新産業創造課〕

## (2) 制度のスキーム



## 各制度の概要

### ① 「復興特別投資制度」 (資金調達限度額 2億円)

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	振興公社が単独で投資（株式、転換社債、ワラント債の引受）を行う。	1,000万円
協調投資	他の機関（協調機関）が投融資する場合に、振興公社も協調して投資を行う。（ただし協調機関と同額まで）	5,000万円
間接投資	振興公社が予め指定した特定のベンチャーキャピタル会社（特定VC）を通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
債務保証	金融機関が直接投資、間接投資と協調して無担保融資を行う場合、及び特定VCが預託を受けて社債を引き受けの場合に、その債務の一部を保証する。 ・無担保融資の債務保証（保証割合：90%） ・社債の債務保証（保証割合：70%）	保証対象限度額 5,000万円 1億円

② ALL

〔新産業創造課〕

② 「女性起業家等支援制度」（資金調達限度額 1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	株式会社の設立に際して、振興公社が設立新株を引き受ける。	500万円
債務保証	事業開始に際して、金融機関が無担保融資を行う場合に、その債務を保証する。（保証割合：100%）	保証限度額 500万円

③ 一般投資制度（資金調達限度額 1億1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
間接投資	振興公社が特定VCを通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
直接投資	間接投資先企業に対して、振興公社が投資を行う。	1,000万円
債務保証	特定VCが預託を受けて社債を引き受ける場合に、その債務の一部を保証する。（保証割合：70%）	保証対象限度額 1億円

#### 4 起業家育成システムの推進（県10/10）

平成8年度から創業希望者等を対象として、ベンチャービジネスの育成から投資まで総合的に支援する「起業家育成システム」を実施し、起業家の創出に努める。

##### （1）システムの概要

起業家育成システムは、以下の4ステップから構成し、起業家の育成から投資まで段階的かつ一貫して支援する。

- ① ステップ1（キックオフセミナーの開催によるシステムPR及び参加者募集）
- ② ステップ2（起業家支援セミナー「ベンチャースクール」の開設）

選考会により選考した創業希望者等を対象に、経営実務や法務知識の習得、事業化計画の策定能力の向上を図るためのスクールを実施する。

- ア. ベンチャースクール1 経営に必要な基礎的知識の習得
- イ. ベンチャースクール2 ビジネスプランの作成指導
- ウ. ベンチャースクール3 仮想経営活動を通じた経営マインドの醸成

- ③ ステップ3（専門家による事業化コンサルティングの実施）
- ④ ステップ4（投資家等との出会いの場「アライアンス・ミーティング」の提供）

##### （2）拡充内容

平成9年度においては、ベンチャースクール等を拡充し、より多くの起業家の育成を支援する。

- ① ベンチャースクールを1コース（30名）から2コース（各30名）に拡充

# ① ALL

〔新産業創造課〕

- ② 事業化コンサルティングを1コース(10名)から2コース(各10名)に拡充
- ③ 必要な経営知識を有し、スクールの受講を要しない者等に対する事業化コンサルティングの実施

5 新産業創造支援センター(仮称)の整備推進(県10/10) 1,000千円  
中小製造業、起業家等が行う創造的技術開発による新規事業創造、新分野進出等の事業展開を支援する拠点として、新産業創造支援センター(仮称)の整備を推進するため、産学官の整備推進委員会での検討等を行う。

6 助成新産業創造研究機構への支援 ⑥ (県10/10) 24,009千円  
国内外の先端的な研究機関との連携のもと、先端的な研究開発を行うとともに、研究開発の成果から生まれる新技術・情報を広く県内企業等へ提供する等、被災地域の産業復興や県内産業振興に寄与する助成新産業創造研究機構に対し支援を行う。

(1) 新産業創造研究機構支援事業

新産業創造研究機構が、県内中小企業等のための技術研修等の支援事業を円滑に推進するため、職員を派遣する。

(2) 海外研究員招聘事業

当機構における先端的な研究開発を促進するため、海外の先端的な研究機関等の研究員の招聘を行う。

① 期間 6か月未満

② 限度額 500万円/年×2名

(3) 先端技術メッセ開催事業

海外企業が持つ進んだ創造的基盤技術と県内企業等が持つ応用技術とのマッチングを図るため、国際先端技術メッセを当機構等と共に催で行う。

① 実施主体 先端技術メッセ開催委員会

(仮称)(機械:県、神戸市、助成新産業創造研究機構等)

② 開催時期・場所 平成9年9月11日~13日、神戸国際展示場

③ 内容 ア 内外先端企業の新技術・新製品の展示会

イ 技術交流・商談会

ウ 基調講演、技術セミナー

# ○ ALL

〔新産業創造課〕

## 2 情報化の推進

高度情報化社会の到来に対応して、県内中小企業の情報化を支援するとともに、情報産業の振興を図る。

### 1 産業情報化の推進

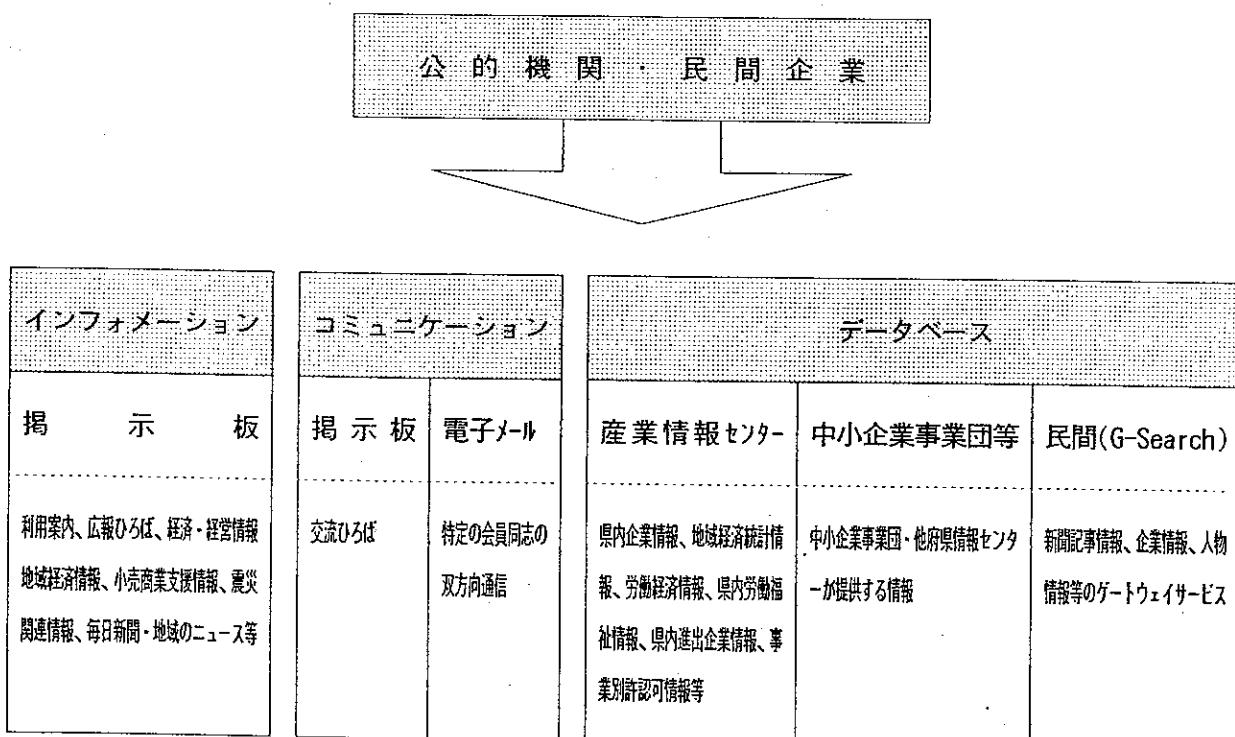
#### (1) 兵庫県産業情報センターの運営 (国1/2 県1/2) 64,258千円

企業が必要とする情報を収集・加工し、適時・的確に提供するとともに、企業の情報化や企業間の自主的な情報交流を促進するため、昭和55年7月、(財)兵庫県中小企業振興公社に設置した兵庫県産業情報センターの事業に対して補助する。

(設置場所 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル6階)

##### ① 兵庫県産業情報ネットワークシステム (HYOGO-NET)

県内の中小企業、商工指導団体等に、企業、人材、行政施策、催し物、景気動向等に関する各種情報を提供するパソコン通信ネットワークシステムを運営する。(本格稼働: 平成元年10月)



##### ② 起業家支援情報ネットワークシステム事業

中小企業や個人ベンチャーの事業拡大及び新規事業の立ち上げ等を支援するため、インターネットを活用した「起業家支援情報ネットワークシステム」を整備し、次のビジネス支援サービスを実施する。

# ① ALL

[新産業創造課]

ア 情報提供サービス

エ コンサルティングサービス

イ 情報発信支援サービス

オ インターネット接続サービス

ウ 交流支援サービス

カ マルチメディア情報の作成等に関する研修

## ③ 情報化プラザ事業

コンピュータ化を進めている中小企業者、情報産業関係者等の交流の場を設け、情報化に関する知識・経験の交流、共同研究を促進する。

## ④ 中小企業ソフトウェアアドバイザー事業

中小企業ソフトウェアアドバイザーにより、中小企業の情報化に関する相談に対し、指導、助言を行う。

## ⑤ 中小企業エネルギー環境対応情報提供事業

中小企業者のエネルギー・環境問題への対応を支援するため、省エネルギー・資源リサイクル等への対応などのエネルギー・環境対応に関する啓蒙普及講習会を開催する。

## ⑥ その他

ア 月間情報誌“ひょうご経済戦略”の発行

イ 景気動向調査等各種調査の実施

### (2) 全国中小企業情報化フォーラム'97 開催事業 (県10/10)

3,439千円

中小企業の情報化の推進を図るため、兵庫県産業情報センターが、中小企業事業団及び(財)全国中小企業情報化促進センターと共に、中小企業者等に情報化の必要性、システムの導入効果・導入方法などについて啓蒙するフォーラムを開催する。

## 2 情報産業の振興

### (1) 震災地区産業高度化システム開発実証事業

被災地区的産業高度化に資する先進的なソフトウェア開発及びその実証事業を(財)阪神・淡路産業復興推進機構を通じて推進する。

### (2) デジタル・クリエート工房の運営

新規産業の一つとして期待されているマルチメディア関連産業の振興を図るため、電子出版物をはじめとするソフト制作の共同利用工房を運用する。

### 3 ひょうご産業情報化促進センター(仮称)整備調査 (県10/10)

1,000千円

新産業の創造に不可欠な情報化・交流・人材育成などの面から、効果的な中小企業支援施策並びに情報関連振興施策を展開する拠点施設として「ひょうご産業情報化促進センター(仮称)」構想を推進する。

平成9年度は、昨年度の検討結果等を踏まえて、他の施設との機能分担、実施事業等の具体化のための細部検討を行う。

# **商工部の概要**

平成 10 年度

**兵庫県商工部**

## I 新産業の創造支援

### 1 新産業創造プログラムの推進

21世紀初頭の望ましい兵庫の産業社会を展望し、それを実現するための基本的な取り組みを提示する「ひょうご産業ビジョン」に基づき、生活の質の向上を支援する新たな産業分野を創造し、産業構造の転換に向けたリーディングプロジェクトとして、新産業創造プログラムを推進する。

#### (1) 新製品・新サービスの開発支援 (県10/10)

3,031千円

##### ① 参加企業の公募

健康や福祉、環境など生活の質の向上に役立つ新たな製品・新たなサービスの開発企画案を持った企業等を募集する。(事業化計画の提出)

##### ② 事業化計画の認定

新産業創造委員会の意見を聴取しながら、各企業等から提出のあった事業化計画のうち特に有望なものを県が認定する。

#### (2) 事業化の支援

950,000千円

県の認定を受けた事業化計画を実施する企業等に対して、技術研究、企業化・商品化の各段階において、各種の支援措置を機動的に講じ、事業化を促進する。

##### ① 新産業創造支援のための補助

(550,000千円)

###### ア 新産業創造研究開発費補助 (県10/10)

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に新技術・新製品に関する研究開発に対して補助する。

〔補助限度額〕 500万円～5,000万円 (3年間) 〔補助率〕 1/2以内

〔新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例〕に基づく、「新産業構造拠点地区」内に進出する企業等に対しては、

〔補助限度額〕 500万円～7,000万円 (3年間) 〔補助率〕 2/3以内

###### イ 創造的中小企業技術開発費補助 (国1/3 県1/3)

「中小企業の創造活動の促進に関する臨時措置法」の認定を受けた中小企業者が行う研究開発に対して補助する。

〔補助限度額〕 500万円～2,000万円 (1年間) 〔補助率〕 2/3以内

###### ウ 新産業創造企業化補助 (県10/10)

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に、企業化、商品化のための事業に対して補助する。

〔補助限度額〕 100万円～500万円 (3年間) 〔補助率〕 1/2以内

〔新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例〕に基づく、「新産業構造拠点地区」内に進出する企業等に対しては、

〔補助限度額〕 100万円～700万円 (3年間) 〔補助率〕 2/3以内

① ALL

〔新産業創造課〕

② 新産業創造支援のための融資

ア 新産業創造支援資金融資 [金融課所管] (県10/10) (400,000千円)

認定事業化計画に取り組む中小企業者等を対象に企業化・商品化のための設備資金等を融資する。

(融資枠) 20億円 (融資限度額) 7,000万円 (融資利率) 2.3%

## 2 新産業創造キャピタルの推進

2,355,948千円

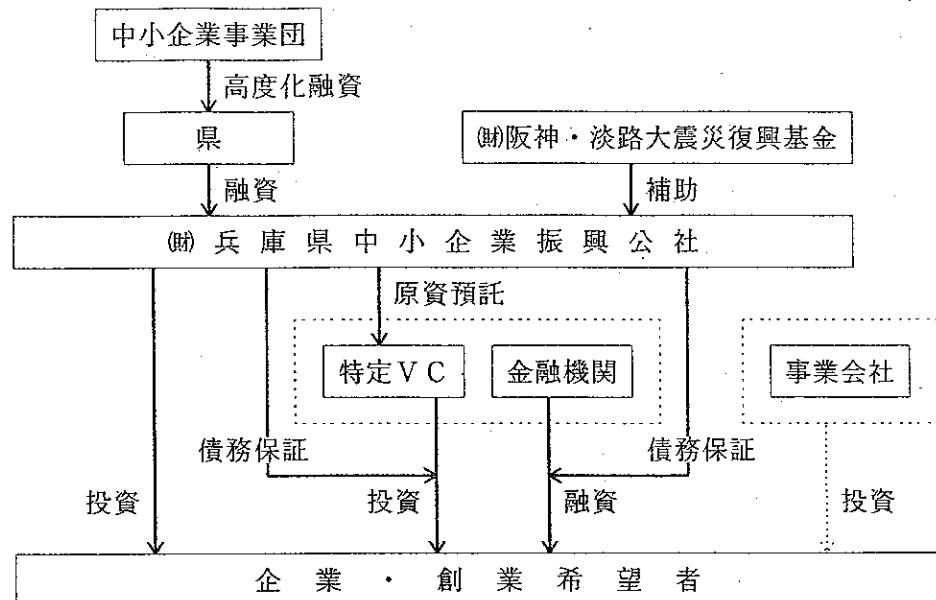
(復興基金 900,000千円)

産業空洞化の進展が懸念されるなかで、震災からの産業復興を図り、21世紀に向けて持続的に発展する新たな産業の創出が求められていることから、優れた技術力やアイディアをもって新たな事業を開拓しようとするベンチャー企業や今後活躍が期待される女性起業家等の創出を促進するため、株式投資等を中心とした円滑な資金供給を行うことにより、企業の創業・新事業開拓等を支援する。

### (1) 制度の類型

制度名	対象者	年間事業規模
復興特別投資制度	① 県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、被災地の産業復興に寄与する事業を開拓しようとする事業者、または創業希望者 ② 産業復興条例に基づく「新産業構造拠点地区」に進出する企業等	8億円 復興基金 うち条例 分4億円
女性起業家等支援制度	県内で創業しようとする者で、被災地等の産業復興に寄与する事業を開拓しようとする女性・学生、企業の退職者	1億円 復興基金
一般投資制度	県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、事業を開拓する中小企業者、または創業希望者	10億円 高度化資金

## (2) 制度のスキーム



## 各制度の概要

## ① 「復興特別投資制度」（資金調達限度額 2億円）

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	振興公社が単独で投資（株式、転換社債、ワラント債の引受）を行う。	1,000万円
協調投資	他の機関（協調機関）が投融資する場合に、振興公社も協調して投資を行う。（ただし協調機関と同額まで）	5,000万円
間接投資	振興公社が予め指定した特定のベンチャーキャピタル会社（特定VC）を通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
債務保証	金融機関が直接投資、間接投資と協調して無担保融資を行う場合、及び特定VCが預託を受けて社債を引き受ける場合に、その債務の一部を保証する。 ・無担保融資の債務保証（保証割合：90%） ・社債の債務保証（保証割合：70%）	保証対象限度額 5,000万円 1億円

(c) ALL

[新産業創造課]

② 「女性起業家等支援制度」（資金調達限度額 1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	株式会社の設立に際して、振興公社が設立新株を引き受ける。	500万円
債務保証	事業開始に際して、金融機関が無担保融資を行う場合に、その債務を保証する。（保証割合：100%）	保証限度額 500万円

③ 「一般投資制度」（資金調達限度額 1億1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
間接投資	振興公社が特定VCを通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
直接投資	間接投資先企業に対して、振興公社が投資を行う。	1,000万円
債務保証	特定VCが預託を受けて社債を引き受ける場合に、その債務の一部を保証する。（保証割合：70%）	保証対象限度額 1億円

3 起業家育成システムの推進 → 神戸、商工会議所、関係団体と共に実施。現在も続いている。

創業希望者等を対象として、ベンチャービジネスの育成から投資まで総合的に支援する「起業家育成システム」を実施し、起業家の創出に努める。

(1) システムの概要

起業家育成システムは、以下の4ステップから構成しており、起業家の育成から投資まで段階的かつ一貫して支援する。

① ステップ1（キックオフセミナーの開催によるシステムPR及び参加者募集）

② ステップ2（起業家支援セミナー「ベンチャースクール」の開設）

選考会により選考した創業希望者等を対象に、経営実務や法務知識の習得、事業化計画の策定能力の向上を図るためのスクールを実施する。

ア ベンチャースクール1 経営に必要な基礎的知識の習得

イ ベンチャースクール2 ビジネスプランの作成指導

ウ ベンチャースクール3 仮想経営活動を通じた経営マインドの醸成

③ ステップ3（専門家による事業化コンサルティングの実施）

④ ステップ4（投資家等との出会いの場の提供等「ベンチャープラザ」）

(2) 拡充内容

平成10年度においては、市町の起業家セミナー受講者(OB)に対する事業化コンサルティングを創設するなどし、より多くの起業家の育成を支援する。

# ⑤ ALL

[新産業創造課]

- ① 市町の起業家セミナー受講者（O B）に対する事業化コンサルティングの実施（20名）
- ② 県下の創業希望者やベンチャー企業を対象とした投資家との出会いの場を提供するベンチャープラザの開催

## 4 ベンチャープラザの開催 ⑥

3,358千円

創業希望者・ベンチャー企業と投資家との出会いの場を提供するベンチャープラザを開催し、起業化を支援する。

### (1) 主な事業内容

ア アライアンス・ミーティング

創造希望者等と投資家とのマッチングの場を提供する。

イ 個別商談会

ベンチャープラザ参加者の展示及び個別商談の場を提供する。

ウ 個別アドバイスコーナー

経営コンサルタント等の専門家による起業に関する相談を実施する。

### (2) 開催予定時期

平成11年2月中旬（予定）

## II 新産業創造拠点の整備

### 1 新産業創造研究機構関連事業

国内外の先端的な研究機関との連携のもと、先端的な研究開発を行うとともに、研究開発の成果から生まれる新技術・情報を広く県内企業等へ提供する等、被災地域の産業復興や県内産業振興に寄与する新産業創造研究機構に対し支援を行う。

#### (1) 新産業創造研究機構支援事業

10,129千円

新産業創造研究機構が、県内中小企業等のための技術研修等の支援事業を円滑に推進するため、職員を派遣する。

#### (2) 海外研究員招聘事業

10,380千円

当機構における先端的な研究開発を促進するため、海外の先端的な研究機関等の研究者の招聘を行う。

① 期間 6か月

② 限度額 500万円/年×2名

#### (3) 国際先端技術メッセ開催事業

15,000千円

国内外の進んだ創造的基盤技術と県内企業等が持つ保有技術とのマッチングを図るため、先端技

〔新産業創造課〕

技術メッセを当機構等と共催で行う。

- ① 実施主体 國際先端技術メッセ開催委員会（仮称）（県、神戸市等）
- ② 開催時期 平成10年11月2日～4日、神戸国際会議場2号館
- ③ 内容
  - ア 海外先端企業の新技術・新製品の展示会
  - イ 技術交流・商談会
  - ウ 基調講演、先端技術セミナー

(4) 技術移転事業 新

30,000千円

大企業等が保有する有用な特許等を抽出し、十分な技術アドバイス等を行うことにより、製品化・事業化につなげ、県下中小企業の新産業創造を促進する。

- ① 実施主体 新産業創造研究機構
- ② 開設時期 平成10年4月（新産業創造研究機構の神戸キメックセンタービル移転時）
- ③ 実施場所 神戸キメックセンタービル6F
- ④ 事業概要
  - ア 技術相談室、技術移転推進室の開設
  - イ 技術移転モデル企業育成事業
  - ウ 技術移転セミナー

## 2 東播磨情報公園都市（仮称）における新産業集積の推進

産業復興と県域の産業構造転換を促進するため、東播磨情報公園都市へ流通関連産業・情報関連産業・先端技術産業等の新産業の集積を図る。

場所：三木市志染町東部（約390ha）

- (1) 新産業創造拠点形成戦略調査 （県10/10） 16,000千円  
平成9年度に実施した企業マーケットリサーチを踏まえ、成長性の高いこれからの産業の集積拠点を形成するため新産業創造拠点計画を策定するとともに、新産業集積を促進する企業支援情報サービスの概略設計を行う。
- (2) 新産業集積プロモーション活動 （県10/10） 6,000千円  
マーケットリサーチ等により抽出された有望成長産業について、誘致活動を実施するとともに、新都市のイメージをわかりやすくPRし、企業集積を促進するため、東播磨情報公園都市シンポジウムを開催する。

### III 情報化の推進

高度情報化社会の到来に対応して、県内中小企業の情報化を支援するとともに、情報産業の振興を図る。

#### 1 産業情報化の推進

##### (1) 兵庫県産業情報センターの運営 (国1/2 県1/2)

58,413千円

企業が必要とする情報を収集・加工し、適時・的確に提供するとともに、企業の情報化や企業間の自主的な情報交流を促進するため、(財)兵庫県中小企業振興公社に設置した兵庫県産業情報センターの事業に対して補助する。

(設置場所 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル6階)

##### ① 兵庫県産業情報ネットワークシステム

県内の中小企業、商工指導団体等に、県内外の関係機関と連携し、企業、人材、行政施策、催し物、景気動向等に関する各種情報を提供するとともに、企業間等の交流の場を提供するパソコン通信ネットワークシステムを運営する。

##### ② 起業家支援情報ネットワークシステム事業

中小企業や個人ベンチャーの事業拡大及び新規事業の立ち上げ等を支援するため、インターネットを活用した「起業家支援情報ネットワークシステム」を整備し、次のビジネス支援サービスを実施する。

ア 情報提供サービス

エ コンサルティングサービス

イ 情報発信支援サービス

オ インターネット接続サービス

ウ 交流支援サービス

カ マルチメディア情報の作成等に関する研修

##### ③ その他

コンピュータ化を進めている中小企業者の交流の場を設置、情報化に関する知識・経験の交流を促進するセミナーの開催、中小企業の情報化に関する中小企業ソフトウェアアドバイザーによる指導、助言を行う。

また、景気動向調査等各種調査を実施し、月間情報誌等による情報提供、省エネルギー資源リサイクル等への対応に関する普及講習会を開催等を実施する。

#### 2 情報産業の振興

##### (1) デジタル・クリエート工房の運営

マルチメディア関連産業の振興を図るため、電子出版物をはじめとするソフト制作の場としてDTP（デクストップ・パブリッシング）システムやCG（コンピュータ・グラフィックス）システム

## [新産業創造課]

- ムを備えた共同利用工房を運営する。
- (2) デジタル映像工房の運営  
マルチメディア産業の復興を図るため、(財)阪神・淡路産業復興推進機構が、映像をパソコン上で編集できるノンリニア編集機器等を備えた工房を運営し、情報機器のレンタル・セミナーやイベントの開催等を行う。
- (3) 国際シンポジウム「インフォテック'98」開催事業  
情報関連産業の振興を図るため、(財)関西情報センター、神戸市と共に最新のコンピュータ利用技術や通信技術を紹介するとともに、参加者間の交流の場を提供する国際シンポジウムを開催する。

## IV 技術高度化の推進

### 1 大型放射光施設の産業利用支援

大型放射光施設の産業利用を促進するため、播磨科学公園都市における先導的拠点施設の整備や、SR（シンクロトロン放射光）を利用した技術高度化の取り組み等を推進する。

- (1) 先端科学技術支援センターの整備
  - ① 県立先端科学技術支援センター第2期施設の建設 (県10/10) 2,552,600千円  
播磨科学公園都市において、大型放射光施設利用企業や県下中小企業等の先端的な研究開発を支援するため、平成10年秋オープンを目指して「県立先端科学技術支援センター第2期施設」を姫路工業大学「高度産業科学技術研究所」と一体的に整備する。
  - ② 県立先端科学技術支援センターの運営 (県10/10) 238,200千円  
播磨科学公園都市で展開される学術研究活動に係わる研究者や技術者に交流の場を提供するとともに、研究活動の場を提供するための施設として県立先端科学技術支援センターを運営する。
    - 所在地 ・赤穂郡上郡町金出地（播磨科学公園都市内）
    - 施設内容 ・第1期施設 地上3階 約7,400m<sup>2</sup>
      - 大ホール（346席）、セミナールーム大（86席）
      - セミナールーム小 2室（各20席）
      - 電子会議室、テレビ会議室、交流サロン、喫茶・レストラン
      - 宿泊施設 29室（40人）
    - ・第2期施設 地上4階（R階含む）、地下1階 9,900m<sup>2</sup>
    - 先端科学技術支援センター棟
      - 貸研究室、開放型試験・分析室、開放実験室、
      - 技術相談・指導室 等
    - 高度産業科学技術研究所
      - 研究室、実験室、図書室 等

# 商 工 部 の 概 要

平 成 11 年 度

兵 庫 県 商 工 部

## フロンティア産業の創造と育成

### I 新産業の創造支援体制の整備

#### 1 新産業創造総合支援体制（プラットフォーム）の整備❶

19,458千円

（助）兵庫県中小企業振興公社を中心的支援機関に位置づけ、新産業創造に向けた産業支援機関等をネットワーク化し、起業家の掘り起こしから事業化に至るまでの総合的な支援を行う「新産業創造総合支援体制（プラットフォーム）」を整備する。

##### (1) 連携推進活動事業

技術・商品開発、人材、資金等の分野の多岐にわたる課題について、コーディネータによる各支援機関と連携した適切なコンサルティングを推進。

##### (2) 地域資源発掘事業

新規事業者の開拓、企業ニーズ・シーズや産業支援機関の施策動向情報などを発掘・収集。

##### (3) 新産業ナビゲート事業

地域資源発掘事業等により発掘・収集した企業・産業支援機関等に関する情報をインターネットで一元的に提供。

### II 新規事業2500創出大作戦の推進

#### 1 意識啓発→創業（事業化）準備段階

##### (1) ひょうご草の根ベンチャー発掘大作戦 ❷

2,699千円

幅広い起業意識の醸成を図るために、国・県・市町等が連携し、創業セミナーの開催を通じて全県的な創業意識高揚のキャンペーンを行い、ベンチャー予備軍の層を強化する。

（創業セミナーの例）

高齢者向けセミナー、学生向けセミナー

##### (2) 起業家セミナー開催事業（起業家育成システム）

創業希望者等を対象として、ベンチャービジネスの育成から投資までを総合的に支援する「起業家育成システム」を実施し、起業家の創出に努めていく。

###### ① システムの概要

起業家育成システムは、以下の4ステップから構成しており、起業家の育成から投資まで段階的かつ一貫して支援する。

ア. ステップ1（キックオフセミナーの開催によるシステムPR及び参加者募集）

イ. ステップ2（起業家支援セミナー「ベンチャースクール」の開設）

## 〔新産業創造課〕

選考会により選考した創業希望者等を対象に、経営実務や法務知識の習得、事業化計画の策定能力の向上を図るためのスクールを実施する。

- A ベンチャースクール1 経営に必要な基礎的知識の習得
- B ベンチャースクール2 ビジネスプランの作成指導
- C オプションスクール 仮想経営活動を通じた経営マインドの醸成
- ウ. ステップ3 (専門家による事業化コンサルティングの実施)
- エ. ステップ4 (起業家と投資家等との出会いの場を提供する「ベンチャープラザの開催」)

## (3) ベンチャープラザ事業

3,358千円

創業希望者・ベンチャー企業と投資家との出会いの場を提供するベンチャープラザを開催し、事業化を支援する。

## ① 主な事業内容

## ア. アライアンス・ミーティング

創業希望者等と投資家とのマッチングの場を提供する。

## イ. 個別商談会

ベンチャープラザ参加者との個別商談の場を提供する。

## ウ. 個別アドバイスコーナー

経営コンサルタント等の専門家による起業に関する相談を実施する。

## ② 開催予定期

平成12年2月(予定)

## 2 創業(事業化)準備段階→創業(事業化初期)段階

## (1) 提案公募型事業化促進事業(ビジネスプラン支援事業)の推進

31,732千円

新規成長事業分野のうち、特に雇用の拡大が見込まれる4分野(医療・福祉、生活文化、環境、情報・通信)で、社会性・公共性が高く、しかも民間ベースのみではその事業化が困難と思われる事業に対して起業化を支援する。

## ① 主な事業内容

## ア. 事業者の選定

ビジネステーマ例、総合的な支援策及び支援要件を提示したうえで、事業企画コンペを実施し、事業者を選定する。

## イ. 支援内容

A 選定された事業企画を具体的なビジネスプランとするために事業者が行う事業化調査について必要な経費を補助する。

・補助率 2/3以内 ・補助限度額 1,000千円

B ビジネスプラン作成に当たっての金融面・経営面等の助言、指導を行うアドバイザリースタッフ(経営コンサルタント等)を紹介する。

# (○) ALL

〔新産業創造課〕

## (2) 新産業創造プログラムの拡充

21世紀初頭の望ましい兵庫の産業社会を展望し、その実現のための基本的な取り組みを提示する「ひょうご産業ビジョン」に基づき、生活の質の向上を支援する新たな産業分野を創造し、産業構造の転換に向けたリーディングプロジェクトとして、新産業創造プログラムを推進する。

なお、今年度は厳しい経済状況のなかで、新産業創造に挑戦する県内産業界の事業意欲の高まりに応えるため、助成枠を拡大する。

### ① 新商品・新サービスの開発支援

2,844千円

#### ア. 参加企業等の公募

健康や福祉、環境など生活の質の向上に役立つ新たな製品・新たなサービスの開発企画案を持った企業等を募集する。（事業化計画の提出）

#### イ. 事業化計画の認定

新産業創造委員会の意見を聴取しながら、各企業等から提出のあった事業化計画のうち、特に有望なものを県が認定する。

### ② 事業化の支援

1,150,000千円

県の認定を受けた事業化計画を実施する企業等に対して、技術研究、企業化・商品化の各段階において、各種の支援措置を機動的に講じ、事業化を促進する。

#### ア. 新産業創造支援のための補助

(650,000千円)

##### A 新産業創造研究開発費補助

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に新技術・新製品に関する研究開発に対して補助する。

〔補助限度額〕 500万円～5,000万円（3年間） 〔補助率〕 1/2以内

〔新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例〕に基づく、「新産業構造拠点地区」内に進出する企業等に対しては、

〔補助限度額〕 500万円～7,000万円（3年間） 〔補助率〕 2/3以内

##### B 創造的中小企業技術開発費補助

「中小企業の創造活動の促進に関する臨時措置法」の認定を受けた中小企業者が行う研究開発に対して補助する。

〔補助限度額〕 500万円～2,000万円（1年間） 〔補助率〕 2/3以内

##### C 新産業創造企業化補助

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に、企業化、商品化のための事業に対して補助する。

〔補助限度額〕 100万円～500万円（3年間） 〔補助率〕 1/2以内

〔新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例〕に基づく、「新産業構造拠点地区」内に進出する企業等に対しては、

〔補助限度額〕 100万円～700万円（3年間） 〔補助率〕 2/3以内

〔新産業創造課〕

イ. 新産業創造支援のための融資

- ・ 新産業創造支援資金融資 [金融課所管] (500,000千円)

認定事業化計画に取り組む中小企業者等を対象に企業化・商品化のための設備資金等を融資する。

[融資枠] 20億円 [融資限度額] 7,000万円 [融資利率] 2.0%

(3) 新産業創造キャピタルの推進

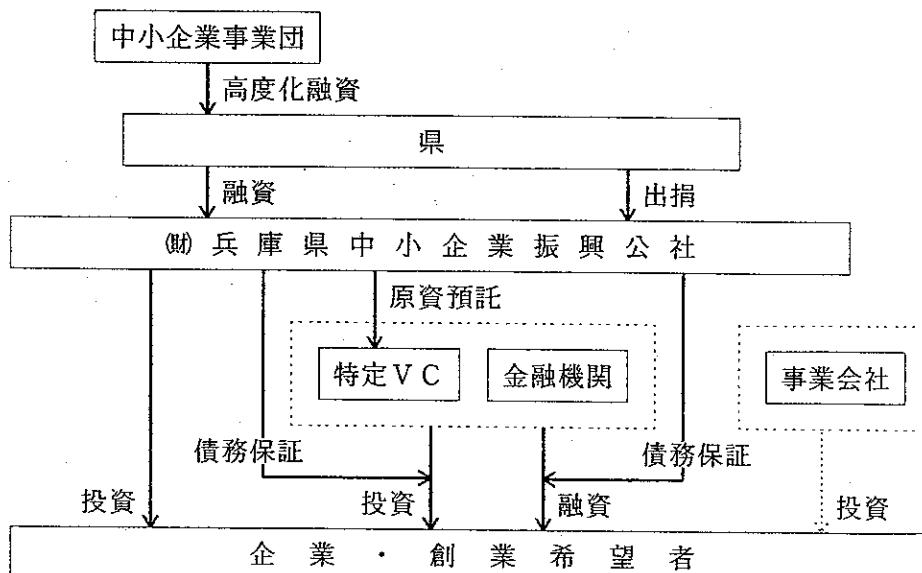
1,900,000千円

産業空洞化の進展が懸念されるなかで、震災からの産業復興を図り、21世紀に向けて持続的に発展する新たな産業の創出が求められていることから、優れた技術力やアイディアをもって新たな事業を開拓しようとするベンチャー企業や今後活躍が期待される女性起業家等の創出を促進するため、株式投資等を中心とした円滑な資金供給を行うことにより、企業の創業・新事業展開等を支援する。

① 制度の類型

制度名	対象者	年間事業規模
一般支援制度	① 県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、新たな事業を開拓しようとする事業者、または創業希望者 ② 産業復興条例に基づく「新産業構造拠点地区」に進出する企業等	8億円 (うち条例分 4億円) (県独自事業)
女性起業家等支援制度	県内で創業しようとする女性・学生、企業退職後1年以内の方	1億円 (県独自事業)
創造的中小企業創出支援制度	県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、新たな事業を開拓する中小企業者等 (創造活動促進法の認定を受けた方等)	10億円 (高度化事業)

② 制度のスキーム



⑨ ALL

[新産業創造課]

③ 各制度の概要

ア. 「一般支援制度」（資金調達限度額 2億円）

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	振興公社が単独で投資（株式、転換社債、ワラント債の引受）を行う。	5,000万円
協調投資	他の機関（協調機関）が投融資する場合に、振興公社も協調して投資を行う。（ただし協調機関と同額まで）	5,000万円
間接投資	振興公社が予め指定した特定のベンチャーキャピタル会社（特定VC）を通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
債務保証	金融機関が直接投資、間接投資と協調して無担保融資を行う場合、及び特定VCが預託を受けて社債を引き受ける場合に、その債務の一部を保証する。 ・無担保融資の債務保証（保証割合：90%） ・社債の債務保証（保証割合：70%）	保証対象限度額 5,000万円 1億円

イ. 「女性起業家等支援制度」（資金調達限度額 1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	株式会社の設立に際して、振興公社が設立新株を引き受ける。	500万円
債務保証	事業開始に際して、金融機関が無担保融資を行う場合に、その債務を保証する。（保証割合：100%）	保証限度額 500万円

ウ. 「創造的中小企業創出支援制度」（資金調達限度額 1億1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
間接投資	振興公社が特定VCを通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
直接投資	間接投資先企業に対して、振興公社が投資を行う。	1,000万円
債務保証	特定VCが預託を受けて社債を引き受ける場合に、その債務の一部を保証する。（保証割合：70%）	保証対象限度額 1億円

### 3 創業（事業化初期）段階→成長・発展段階

- (1) 國際先端技術メッセの開催 → 後掲 (技術高度化室所管)
- (2) ベンチャーリース事業 300,000千円  
順調な発展を見せつつあるベンチャー企業等で事業拡大の際に資金調達面で壁に突き当たっている企業に対し、必要な設備を貸与する。
- ① 対象者：新産業創造キャピタルによる投資を受けた企業、創造活動促進法認定企業、新産業創造プログラム認定企業 等
- ② 設備貸与限度額：100万円以上5,000万円以下
- ③ リース料等：月額リース料 0.994% (10年) ~2.953% (3年)  
割賦料 1.8%/年
- (3) キャンパス・カンパニー構想の推進 → 後掲 (技術高度化室所管)

### 4 東播磨情報公園都市（仮称）における新産業集積の推進

産業復興と県域の産業構造転換を促進するため、東播磨情報公園都市への流通関連産業・情報関連産業・先端技術産業等の新産業の集積を図る。

場所：三木市志染町東部（約390ha）

- (1) 新産業集積プロモーション活動 (県10/10) 5,000千円  
マーケットリサーチ等により抽出された有望成長産業について、誘致活動を実施するとともに、新都市のイメージをわかりやすくPRし、企業集積を促進するため、東播磨情報公園都市シンポジウムを開催する。

## III 情報化の推進

高度情報化社会の到来に対応して、県内中小企業の情報化を支援するとともに、情報産業の振興を図る。

### 1 兵庫県産業情報センターの運営 (国1/2 県1/2) 45,048千円

企業が必要とする情報を収集・加工し、適時・的確に提供するとともに、企業の情報化や企業間の自主的な情報交流を促進するため、(財)兵庫県中小企業振興公社に設置した兵庫県産業情報センターの事業に対して補助する。

(設置場所 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル6階)

#### (1) 一般情報提供事業

中小企業者にとって有益な情報の提供及び的確な支援を行うため、景気動向調査等の各種調査を

⑩

ALL

〔新産業創造課〕

実施し、月間情報誌等による情報提供を実施する。

(2) 兵庫県産業情報ネットワークシステム

県内の中小企業、商工団体等に対して、県内外の関係機関と連携し、企業、人材、行政施策、催し物、景気動向に関する各種情報を提供するとともに、企業間等の交流の場を提供するシステムを運営する。

(3) 中小企業ソフトウェアアドバイザー事業

中小企業者が抱えるコンピュータ・ソフトウェアに関する問題に対して、専門的知識を有するアドバイザーが指導・助言を与えることにより、中小企業者の情報化の推進を図る。

(4) 情報化プラザ事業

2,500千円

共通の問題意識を持った中小企業者同士の情報交流・共同研究の場を設けることによって、問題解決と企業間の交流を図るためのセミナー等を開催する。

## 2 デジタル映像工房の運営

マルチメディア産業の振興を図るため、(財)阪神・淡路産業復興推進機構が、映像をパソコン上で編集できるノンリニア編集機器等を備えた工房を運営し、情報機器のレンタル・セミナーやイベントの開催等を行う。

## 〔技術高度化室〕

- (7) ものづくり試作開発の推進（一部その他） 2,772千円

工業技術センターに設置したものづくり試作開発支援センターを活用し、中小企業のものづくり能力及び研究開発能力の向上を図る。

〔主な事業内容〕 研修、機器の開放、技術指導、利用促進のためのシンポジウム

- (8) キャンパス・カンパニー構想の推進 ⑩ (県10/10)

わが国においては多くの研究資源が大学に集中しており、この成果を産業界に移転し、事業化を推進する新たな仕組みを構築する。 1,000千円

① 内容

大学及び関係機関等による新たな产学連携のあり方、兵庫県版TLO（技術移転機関）の設置可能性等の検討。

## 3 新産業創造研究機構関連事業の推進

国内外の先端的な研究機関との連携のもと、先端的な研究開発を行うとともに、研究開発の成果から生まれる新技術・情報を広く県内企業等へ提供する等、被災地域の産業復興や県内産業振興に寄与する新産業創造研究機構に対して支援を行う。

- (1) 新産業創造研究機構支援事業 (県10/10) 10,719千円

新産業創造研究機構が、県内中小企業等のための技術研修等の支援事業を円滑に推進するため職員を派遣する。

- (2) 海外研究員招聘事業 (県10/10) 10,380千円

当機構における先端的な研究開発を促進するため、海外の先端的な研究機関等の研究者の招聘を行う。

① 期間 6か月

② 限度額 500万円/年×2名

- (3) 国際先端技術メッセ開催事業 (県10/10) 15,000千円

海外企業が持つ進んだ創造的基盤技術と県内企業等が持つ保有技術とのマッチングを図るために先端技術メッセを神戸市、新産業創造研究機構等と共に共催で行う。

① 実施主体 国際先端技術メッセ開催委員会（仮称）（県、神戸市等）

② 開催時期 平成11年10月27日～29日、神戸国際会議場2号館

③ 内容 ア 海外先端企業の新技術・新製品の展示会

イ 技術交流・商談会

ウ 基調講演、先端技術セミナー

- (4) 技術移転事業 (国2/3 県1/3) 30,000千円

大企業等が保有する有用な特許等を抽出し、十分な技術アドバイス等を行うことにより、製品化

② A U

[技術高度化室]

・事業化につなげ、県下中小企業等の新産業創造を促進する。

- ① 実施主体 新産業創造研究機構
- ② 事業概要 ア 技術相談、指導
  - イ 技術移転モデル企業育成事業
  - ウ 技術マップの作成

# 事務概要

平成 12 年度

兵庫県産業労働部  
兵庫県地方労働委員会



〔課長（産業プロジェクト担当）〕

課長（産業プロジェクト担当）

## 1 産業技術プロジェクトの推進

テクノ・ハーバー構想の全体コンセプトの企画立案及び具体的推進方策の検討、ガーデンビレッジ構想の基本構想、基本計画の策定、ひょうごウッディビジネスパーク構想の実現可能性調査、情報ネットワーク化のための実施計画の策定等について、産業としての一体的な推進を図る。

### (1) 国際産業メッセ開催準備事業 (県10/10)

9,000千円

既存産業の活性化、新産業創造の促進、海外進出、海外パートナーブル化のための実施計画の策定等について、産業としての一体的な推進を図る。

① 開催時期 2001年（平成13年）秋

② 開催場所 神戸国際展示場

③ 事業内容 展示会、セミナー、交流会、商談会等

### (2) 新産業技術交流研究会事業（技術・ビジネス交流研究会） (県10/10)

3,000千円

緊急経済・雇用対策会議最終提言で示された本県の成長産業分野の加速的な伸張を図るため、国内外の企業、大学等との共同研究、海外企業との技術交流・提携等を進めるための協議・検討・ネットワーク構築の場となる分野別の分科会を設け、研究・交流会を実施する。

① 実施主体 (財)新産業創造研究機構

② 事業概要 ア 研修事業：セミナー、シンポジウム等の開催

イ ワーキング活動：国内外企業との技術交流、技術提携の研究等

ウ 先端企業視察：国内外の先端技術を有する企業等の視察

エ 会員交流：企業間ネットワーク構築、異業種交流

### (3) テクノハーバー構想の推進

WHO神戸センター、国際エメックスセンター、APNセンターなど等の研究機関が集積する神戸港を中心とする地域で、国際色豊かな神戸の生活環境や事業基盤を活かした技術交流拠点づくりを進める。

### (4) ガーデンビレッジ（仮称）構想の推進 (農林水産部所管：10,000千円)

第二名神自動車道の供用により、西日本、東日本と直結するとともに、京阪神大都市圏の「扇の要」に位置する宝塚市北部地域の立地特性を活かして、花き園芸に関する生産、販売、交流、研究開発等の機能を備えた「ガーデンビレッジ（仮称）」の整備を推進する。

① ガーデンビレッジ構想検討委員会の設置

② ガーデンビレッジ構想調査・分析委託

〔課長（産業プロジェクト担当）〕

- (5) ひょうごウッディビジネスパーク（仮称）構想の推進 (農林水産部所管：9,000千円)  
兵庫県産木材の利用による持続可能な森林の適正管理を目指し、需用者ニーズに対応した品質の良い県産木材製品を、京阪神の大消費地に低コストで安定的に供給する新たな県産木材流通システムを構築する。

① ひょうごウッディビジネスパーク（仮称）構想調査

ア 事業主体 兵庫県

イ 事業内容 事業化、参加企業、立地場所等の検討

② 木材流通情報ネットワーク事業

ア 事業主体 兵庫県

イ 事業内容 情報ネットワーク化研究会の開催、データベース、管理運営計画の検討等

## 2 (財)新産業創造研究機構関連事業の推進

国内外の先端的な研究機関との連携のもと、先端的な研究開発を行うとともに、研究開発の成果から生まれる新技術・情報を広く県内企業等へ提供する等、被災地域の産業復興や県内産業振興に寄与する(財)新産業創造研究機構に対し支援を行う。

- (1) (財)新産業創造研究機構支援事業 (県10/10) 10,997千円  
新産業創造研究機構が、県内中小企業等のための技術研修等の支援事業の円滑な運営を支援する。
- (2) 海外研究員招聘事業 (県10/10) 10,374千円  
当機構における先端的な研究開発を促進するため、海外の先端的な研究機関等の研究者の招聘を行う。  
① 期間 6か月  
② 限度額 500万円／年×2名
- (3) 技術移転事業 (国2/3 県1/3) 30,000千円  
大企業等が保有する有用な特許等の知的所有権を抽出し、県下中小企業への移転技術アドバイス等を行い、製品化・事業化につなげ、県下中小企業等の新産業創造を促進する。  
① 実施主体 (財)新産業創造研究機構  
② 事業概要 ア 特許取引支援事業  
イ 技術移転セミナー等開催事業

## 新産業創造課

H.II. H.III のみ記載されて

### I 新産業創造支援体制の強化

おり、時系列でないため省略

#### 1 新産業創造総合支援体制（プラットフォーム）の強化

97,329千円

新事業の創出を促進するため、中核的支援機関である（財）兵庫県中小企業振興公社と11の新事業支援機関とをネットワーク化した「新産業創造総合支援体制（プラットフォーム）」の強化を図りつつ、引き続き起業家の掘り起こしから事業化に至るまでの総合的な支援を幅広く展開する。

##### (1) 新産業創造のための基盤整備

###### S O H O 型ビジネス普及促進事業

情報通信環境の普及に伴い注目されるS O H O型事業について実態調査を行い、支援方策等の検討を行う。

##### (2) 有望な起業家・ベンチャー企業への直接支援

###### ① 草の根ベンチャー発掘大作戦

創業セミナーの開催を通じて幅広い創業意識の醸成とベンチャー予備軍の層の強化を図る。

###### ② 新事業創出支援アドバイザーの設置

多様化・専門化する相談に対応し、各支援機関と密接な連携のとれた総合的なコンサルティングを実施するアドバイザーを設置する。

###### ③ 起業家支援専門家派遣事業

起業家・ベンチャー企業の事業実態に即応した専門家を派遣する。

###### ④ 事業可能性評価委員会の設置

優れた技術・特許を有し、将来発展する可能性が見込まれる創業・ベンチャー企業を発掘し、専門家の派遣など必要な助成策を集中化することによる効率的・重点的な支援を行う。

##### (3) 有望な起業家・ベンチャー企業の支援体制の整備

###### ① 起業家支援情報ネットワークシステム推進事業

起業家支援のためのデータベースの整備とシステムの運用を行う。

###### ② 新事業創出支援体制連携強化事業

創業や新事業展開について幅広い相談に応じるほか、他の支援機関や支援策の紹介などコーディネータと各支援機関が連携した適切なコンサルティングを実施する。

## Ⅱ 新規事業2500創出大作戦の推進

多様な新事業支援機関のネットワーク化を図るとともに、創業希望者やベンチャー企業に対する意識啓発、創業準備、創業、成長・発展の各段階に応じた総合的な支援を図ることにより、平成11年度から5年間で県内事業所総数約25万の1%に相当する2,500の新規事業の創出をめざす「新規事業2500創出大作戦」を推進する。

### 1 意識啓発→創業（事業化）準備段階

#### (1) 起業家セミナー開催事業（起業家育成システム）

創業希望者等を対象として、ベンチャービジネスの育成から投資までを総合的に支援する「起業家育成システム」を実施し、起業家の創出に努めていく。

##### 【システムの概要】

起業家育成システムは、以下の4ステップから構成しており、起業家の育成から投資まで段階的かつ一貫した支援を行う。

ア ステップ1（キックオフセミナーの開催によるシステムのPR及び参加者募集）

イ ステップ2（起業家支援セミナー「ベンチャースクール」の開設）

選考会により選考した創業希望者等を対象に、経営実務や法務知識の習得、事業化計画の策定能力の向上を図るためのスクールを実施する。

ア ベンチャースクール1 経営に必要な基礎的知識の習得

イ ベンチャースクール2 ビジネスプランの作成指導

ウ オプションスクール 仮想経営活動を通じた経営マインドの醸成

エ ステップ3（専門家による事業化コンサルティングの実施）

オ ステップ4（投資家等との出会いの場の提供等「ベンチャープラザ」）

#### (2) ベンチャープラザ事業

3,289千円

創業希望者・ベンチャー企業と投資家との出会いの場を提供するベンチャープラザを開催し、起業化を支援する。

##### ① 主な事業内容

ア アライアンス・ミーティング

創業希望者等と投資家とのマッチングの場を提供する。

イ 個別商談会

ベンチャープラザ参加者との個別商談の場を提供する。

ウ 個別アドバイスコーナー

経営コンサルタント等の専門家による起業に関する相談を実施する。

##### ② 開催予定期

平成13年3月（予定）

① ALL

[新産業創造課]

## 2 創業（事業化）準備段階→創業（事業化）初期段階

### (1) 提案公募型事業化促進事業（ビジネスプラン支援事業）の推進 31,661千円

新規成長分野のうち、特に雇用の拡大が見込まれる4分野（医療・福祉、生活文化、環境、情報・通信）で、社会性・公共性が高く、しかも民間ベースのみではその事業化が困難と思われる事業に対して起業化を支援する。

#### ① 主な事業内容

##### ア 事業者の選定

ビジネステーマ例、総合的な支援策及び支援要件を提示したうえで、事業企画コンペを実施し、事業者を選定する。

##### イ 支援内容

A 選定された事業企画を具体的なビジネスプランとするために事業者が行う事業化調査について必要な経費を補助する。

・補助率：2/3以内 　・補助限度額：1,000千円

B ビジネスプラン作成に当たっての金融面・経営面等の助言、指導を行うアドバイザリースタッフ（経営コンサルタント等）を紹介する。

### (2) 新産業創造プログラムの推進

21世紀初頭の望ましい兵庫の産業社会を展望し、その実現のための基本的な取り組みを提示する「ひょうご産業ビジョン」に基づき、生活の質の向上を支援する新たな産業分野を創造し、産業構造の転換に向けたリーディングプロジェクトとして、新産業創造プログラムを推進する。

#### ① 新商品・新サービスの開発支援

2,693千円

##### ア 参加企業等の公募

健康や福祉、環境など生活の質の向上に役立つ新たな製品・新たなサービスの開発企画案を持った企業等を募集する（事業化計画の提出）。

##### イ 事業化計画の認定

新産業創造プログラム審査委員会の意見を聴取しながら、各企業等から提出のあった事業化計画のうち、特に有望なものを県が認定する。

#### ② 事業化の支援

県の認定を受けた事業化計画を実施する企業等に対して、技術研究、企業化・商品化の各段階において、各種の支援措置を機動的に講じ、事業化を促進する。

##### ア 新産業創造支援のための補助

650,000千円

##### イ 新産業創造研究開発費補助

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に新技術・新製品に関する研究開発に対して補助する。

(4) A L I

〔新産業創造課〕

〔補助限度額〕 500万円～ 5,000万円（3年間） 〔補助率〕 1/2以内

〔新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例〕に基づく、「新産業構造拠点地区」内に進出する企業等に対しては、

〔補助限度額〕 500万円～ 7,000万円（3年間） 〔補助率〕 2/3以内

**B 創造的中小企業技術開発費補助**

「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」の認定を受けた中小企業者が行う研究開発に対して補助する。

〔補助限度額〕 500万円～ 2,000万円（1年間） 〔補助率〕 2/3以内

**C 新産業創造企業化補助**

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に、企業化・商品化のための事業に対して補助する。

〔補助限度額〕 100万円～ 500万円（3年間） 〔補助率〕 1/2以内

〔新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例〕に基づく、「新産業構造拠点地区」内に進出する企業等に対しては、

〔補助限度額〕 100万円～ 700万円（3年間） 〔補助率〕 2/3以内

**イ 新産業創造支援のための融資**

経営革新等支援資金（新産業創造支援貸付） [金融室所管]

認定事業化計画に取り組む中小企業者等を対象に企業化・商品化のための設備資金等を融資する。

〔融資限度額〕 1億円 〔融資利率〕 1.6% 〔融資期間〕 10年間（2年据置）

**(3) 新産業創造キャピタルの推進**

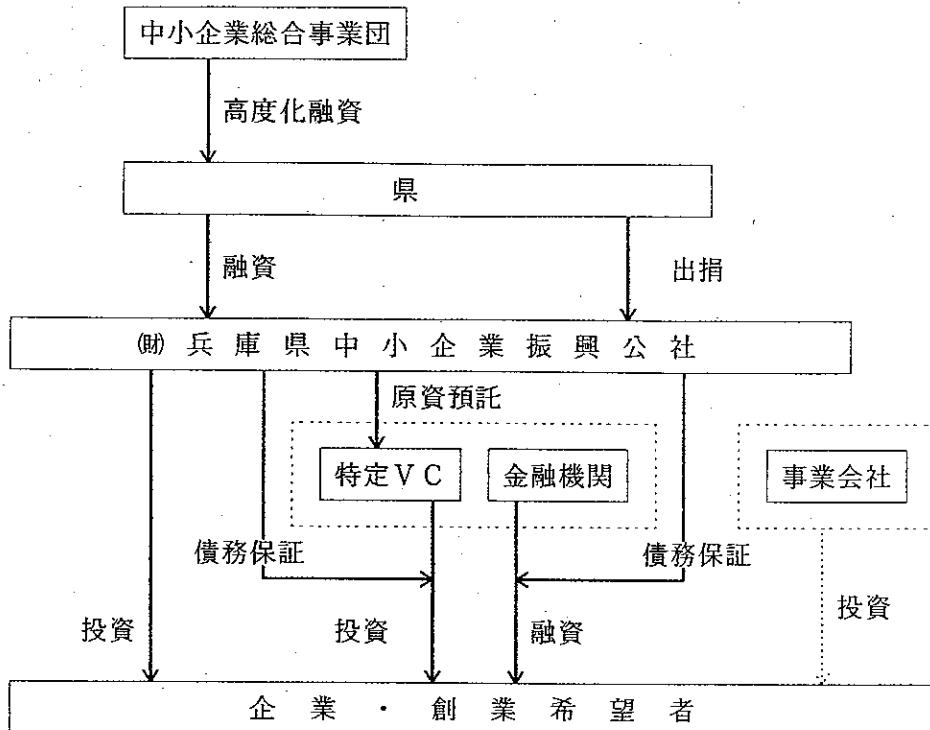
1,900,000千円

産業空洞化の進展が懸念されるなかで、震災からの産業復興を図り、21世紀に向けて持続的に発展する新たな産業の創出が求められていることから、優れた技術力やアイディアをもって新たな事業を開拓しようとするベンチャー企業や今後活躍が期待される女性起業家等の創出を促進するため、株式投資等を中心とした円滑な資金供給を行うことにより、企業の創業・新事業開拓を支援する。

**① 制度の類型**

制 度 名	対 象 者	年間事業規模
一般支援制度	①県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、新たな事業を開拓しようとする事業者、または創業希望者 ②産業復興条例に基づく「新産業構造拠点地区」に進出する企業等	8億円 (うち条例分4億円) (県独自事業)
女性起業家等支援制度	県内で創業しようとする女性・学生、企業退職後1年以内の方	1億円 (県独自事業)
創造的中小企業創出支援制度	県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、新たな事業を開拓する中小企業者等 (創造活動促進法の認定を受けた方等)	10億円 (高度化事業)

## ② 制度のスキーム



## ③ 各制度の概要

## ア 「一般支援制度」（資金調達限度額 2億円）

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	振興公社が単独で投資（株式、転換社債、ワラント債の引受）を行う。	5,000万円
協調投資	他の機関（協調機関）が投融資する場合に、振興公社も協調して投資を行う。（ただし協調機関と同額まで）	5,000万円
間接投資	振興公社が予め指定した特定のベンチャーキャピタル会社（特定VC）を通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
債務保証	金融機関が直接投資、間接投資と協調して無担保融資を行う場合、及び特定VCが預託を受けて社債を引き受ける場合に、その債務の一部を保証する。 ・無担保融資の債務保証（保証割合：90%） ・社債の債務保証（保証割合：70%）	保証対象 限度額 5,000万円 1億円

## イ 「女性起業家等支援制度」（資金調達限度額 1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	株式会社の設立に際して、振興公社が設立新株を引き受ける。	500万円
債務保証	事業開始に際して、金融機関が無担保融資を行う場合に、その債務を保証する。（保証割合：100%）	保証限度額 500万円

## ウ 「創造的中小企業創出支援制度」（資金調達限度額1億1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
間接投資	振興公社が特定VCを通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
直接投資	間接投資先企業に対して、振興公社が投資を行う。	1,000万円
債務保証	特定VCが預託を受けて社債を引き受ける場合に、その債務の一部を保証する。(保証割合：70%)	保証対象限度額 1億円

## 3 創業（事業化）初期段階→成長・発展段階

## (1) ベンチャーリース事業

300,000千円

順調な発展を見せつつあるベンチャー企業等で事業拡大の際に資金調達面で壁に突き当たっている企業に対し、必要な設備を貸与する。

- ① 対象者：新産業創造キャピタルによる投資を受けた企業、創造活動促進法認定企業、新産業創造プログラム認定企業 等
- ② 設備貸与限度額：100万円以上5,000万円以下
- ③ 貸与期間：10年以内
- ④ リース料等：月額リース料 0.994%(10年)～2.953%(3年)  
割賦料 1.8%/年

## III 東播磨情報公園都市（仮称）における新産業集積の推進

産業復興と県域の産業構造転換を促進するため、東播磨情報公園都市への流通関連産業・情報関連産業・先端技術産業等の新産業の集積を図る。

[場所：三木市志染町（約390ha）]

## (1) 新産業集積プロモーション活動（県10/10）

5,000千円

マーケットリサーチ等により抽出された有望成長産業について、誘致活動を実施するとともに、新都市のイメージをわかりやすくPRし、企業集積を促進するため、東播磨情報公園都市シンポジウムを開催する。

## IV 産業情報化の促進

高度情報化社会の到来に対応して、県内中小企業の情報化を支援するとともに、情報産業の振興を図る。

## [新産業創造課]

- (1) 中小企業情報化の推進（国庫1/2 県1/2） 31,561千円  
インターネット等の情報活用及び情報機器利用の促進、情報関連ビジネスの展開にあたり、総合的、戦略的な立場から情報化を推進し、中小・ベンチャー企業等の創業・経営革新を図るため、  
(財) 兵庫県中小企業振興公社に設置した新事業創出支援センターの事業に対して補助する。  
(設置場所：神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパルビル6階)
- ① 兵庫県産業情報ネットワークシステム  
県内の中小企業が新事業展開、新分野進出するために必要な情報を提供するシステムを運営する。
- ② 情報化プラザ事業  
中小企業の情報化に関するニーズに合った啓発・普及セミナーや交流セミナーを活用し、自主的な情報交流、問題解決、知識・経験の企業間の相互活用を図る。
- ③ 診断助言等支援事業（情報化対応）  
情報分野の民間専門家を派遣し、その企業の現状に即した情報化へのアドバイスを行うことにより、中小企業・ベンチャー企業が創業・経営革新を図るための情報システム等の導入を促進する。
- (2) デジタル映像工房の運営  
マルチメディア産業の振興を図るため、(財)阪神・淡路産業復興推進機構が、映像をパソコン上で編集できるノンリニア編集機器等を備えた工房を運営し、情報機器のレンタル・セミナー・イベントの開催等を行う。

## V 産業立地の促進

### 1 立地施策の推進

- (1) 企業立地対策の推進  
“地域づくりの一環としての産業立地”、“内陸部の産業活力拠点の形成”、“研究開発型産業の立地促進”を基本に県下への企業立地を進めるための条件整備を図る。  
また、阪神・淡路大震災から産業の早期復興を促進し、被災地域に新たな経済的環境にふさわしい新規成長事業が集積する拠点地区の形成を図る。
- ① 内陸産業団地等の形成促進（県10/10） 7,000千円  
山陽自動車道沿線地域を「兵庫のサンベルト」と位置づけ、個別産業団地の形成促進に向けて、今後の企業及び地域のニーズの多様化に対応できるよう個々の団地の内容を充実させ、内陸部における「ひょうご研究開発回廊」の具体化、臨海地域の産業の高度化及び再活性化を図る。
- また、農村地域における経済基盤づくりを図るため、各地域産業団地計画に基づき個別産業

# 事務概要

平成 13 年度

兵庫県産業労働部  
兵庫県地方労働委員会

課長（産業プロジェクト担当）

戦略的産業構造改革のリーディングプロジェクトである「テクノハーバー構想」及び「環境共生型都市（エコハーモニーシティー）構想」並びに「ガーデンビレッジ構想」及び「ひょうごウッディビジネスパーク構想」を産業政策として一体的な企画推進を図る。

## 1 産業技術プロジェクトの推進

### (1) テクノハーバー構想の推進

緊急経済・雇用対策会議「最終提言」で示された戦略的な産業構造改革プロジェクトの一つとして、WHO神戸センター、国際エメックスセンター、APNセンター等の国際的研究機関が集積する神戸港を中心とする地域で、新事業創出支援機能を充実させている㈱新産業創造研究機構等の機能を活用し、国際色豊かな神戸の生活環境や事業基盤を活かした国際的新産業技術ソフト基盤づくりを進める。

### (2) 国際フロンティア産業メッセ 2001 開催事業

6,000千円

成長産業分野を中心とした国内外企業による技術・ビジネス交流を支援するメッセを開催する。

〔開催時期〕2001年9月26日（水）～28日（金）

〔開催場所〕神戸国際展示場

〔事業内容〕展示会、セミナー、交流会、商談会等

### (3) 新産業技術交流研究会事業（技術・ビジネス交流研究会）

1,000千円

緊急経済・雇用対策会議最終提言で示された本県の成長産業分野の加速的な伸張を図るため、成長産業7分野を対象とした共同研究・事業提携等を進める技術・ビジネス交流の場の運営を支援する。

〔実施主体〕(財)新産業創造研究機構

〔事業概要〕① セミナー等の開催

② 技術・ビジネス交流ワーキング活動

## 2 ネイチャービジネス活性化型プロジェクトの推進

### (1) ガーデンビレッジ（仮称）構想の推進

（農林水産部所管：15,000千円）

「淡路花博」の理念と成果を継承発展させ、「花」の文化を創造するため、景観園芸に関する流通・販売、研究開発、情報発信、交流等の機能を備えた、花と緑あふれた新たなライフスタイルの創出拠点となる「ガーデンビレッジ（仮称）構想」を推進する。

〔課長（産業プロジェクト担当）〕

- ① ガーデンビレッジ（仮称）構想スタートアップ研究会の設置
- ② ガーデンビレッジ（仮称）構想推進懇話会の設置
- ③ ガーデンビレッジ（仮称）構想地域懇話会の設置
- ④ 専門調査研究（構想バージョンアップ案策定）業務

(2) ひょうごウッディビジネスパーク（仮称）構想の推進 (農林水産部所管：9,000千円)

「林業・木材産業、住関連産業等」を有機的に結び、地域資源を活かした創造的・挑戦的産業構造改革を図るとともに、人と自然が共生できるライフスタイルを提案し環境への負荷が少ない木材を生かした持続可能な社会発展の構築を図る「ひょうご木の文化」を創造するため、成熟しつつある県内人工林資源の生産地と大消費地が近接している条件を生かし、木とふれあう生活文化の創造、木製品化による新産業の創造、木材産業の高度化等をめざした新たな木材供給システムの構築や木製品の研究開発・技術集積、普及啓発などの機能をもつ中核拠点を整備する「ひょうごウッディビジネスパーク（仮称）構想」を推進する。

- ① 組織化推進研究会の設置
- ② 調査研究（ビジネスモデル等の検討）業務
- ③ 関係行政機関連絡会議（ワーキング）の設置

### 3 (財)新産業創造研究機構関連事業の推進

国内外の先端的な研究機関との連携のもと先端的な研究開発や産官学連携コーディネート活動を行う「研究所」、大企業等の保有する特許等の技術シーズの県下中小企業等への移転を行う「技術移転センター」、大学等の研究成果を特許化し、産業界に移転する「TLOひょうご」の3つの機能を有機的に連携させることにより、新産業の創造を促進し、被災地域の産業復興や県内産業振興に寄与する側新産業創造研究機構に対し支援を行う。

(1) (財)新産業創造研究機構支援事業 (県10/10) 11,434千円

新産業創造研究機構が、県内中小企業等のための技術研修等の支援事業を円滑に推進するため職員を派遣する。

(2) 海外研究員招聘事業 (県10/10) 10,180千円

当機構における先端的な研究開発を促進するため、海外の先端的な研究機関等の研究者の招聘を行う。

〔期間〕 6ヶ月

〔限度額〕 500万円／年 × 2名

(3) 技術移転事業 (国2/3 県1/3) 30,000千円

大企業等が保有する有用な特許等の知的所有権を抽出し、県下中小企業への技術移転アドバイス等を行い、製品化・事業化につなげ、県下中小企業等の新産業創造を促進する。

⑨ A.L.I

〔課長（産業プロジェクト担当）〕

〔実施主体〕 備新産業創造研究機構

- 〔事業概要〕 ① 技術シーズ、事業化ニーズの抽出調査活動  
② 具体的な技術移転や特許流通促進等に関する指導・相談・仲介・斡旋業務  
③ 技術移転を促進するための各種調査等の実施

#### 4 環境共生型都市（エコハーモニーシティ）構想の推進

##### (1) 環境共生型都市（エコハーモニーシティ）構想の推進

瀬戸内臨海部の遊休地化している工場跡地等において、リサイクル拠点の形成を図るとともに、先進的な環境共生・創造のためのモデル拠点の整備を推進する。

##### (2) 循環型社会先導プロジェクトの推進

〔新産業立地課所管〕 20,988千円

社会経済システム全体を循環型のシステムへと転換していくため、本県企業が有する技術集積等を活かし、複合的な連携を図る先導的なプロジェクトを事業化するビジネスコンソーシアムを支援する。

## 新産業立地課

### I 新産業創造の促進

#### 1 意識啓発→創業（事業化）準備段階

(1) 新事業創出支援体制連携強化事業 2,579千円

神戸兵庫県中小企業振興公社等、新事業支援機関が連携のとれたコンサルティングを行うほか、ベンチャー企業支援策のPRや情報収集のための事業を実施する。

(2) ベンチャーカレッジ開催事業（起業家育成システム）

創業希望者等を対象として、ベンチャービジネスの育成から投資までを総合的に支援する「起業家育成システム」を実施し、起業家の創出に努めていく。

【システムの概要】

起業家育成システムは、以下の4ステップから構成しており、起業家の育成から投資まで段階的かつ一貫した支援を行う。

ア ステップ1（キックオフセミナーの開催によるシステムのPR及び参加者募集）

イ ステップ2（起業家支援セミナー「ベンチャーカレッジ」の開催）

地域ベンチャースクール等での経営基礎知識をもとに、モデルケースやディスカッションを取り入れた実践的な知識の習得を目指す。

ウ ステップ3（専門家による事業化コンサルティングの実施）

エ ステップ4（投資家等との出会いの場の提供等「ベンチャーマーケット」）

#### 2 創業（事業化）準備段階→創業（事業化）初期段階

(1) 事業可能性評価委員会の設置 536千円

優れた技術・特許を有し、将来発展する可能性が見込まれる創業・ベンチャー企業を発掘するため専門家による事業可能性を評価する委員会を設置する。この委員会で一定の評価を得たベンチャー企業に対して起業家支援専門家派遣など効率的・重点的な支援を行う。

開催回数：年4回（予定）

(2) 起業家支援専門家派遣事業 24,940千円

事業可能性評価委員会で一定の評価を得たベンチャー企業や新産業創造キャピタルの投資先企業に対して、企業の事業実態に即応した指導を行うため専門家を派遣する。

(○)

ALL

〔新産業立地課〕

- (3) 学生向けビジネスプラン支援事業 新 10,000千円

独創的かつ斬新なビジネスアイディアを有する学生ベンチャーに対し、マーケティング調査等を通じ、ビジネスプラン作成の支援を行い、その事業化を推進する。

対象：事業可能性評価委員会で選定した10事業者

限度額：1,000千円

- (4) 新産業創造プログラムの推進

21世紀の成熟社会にふさわしい新たな産業分野を創造し、産業構造の転換に向けたリーディングプロジェクトとして、新産業創造プログラムを推進する。

- ① 新商品・新サービスの開発支援 2,693千円

ア 参加企業等の公募

環境、情報通信、医療福祉など生活の質の向上に役立つ新たな製品・新たなサービスの開発企画案を持った企業等を募集する（事業化計画の提出）。

イ 事業化計画の認定

新産業創造プログラム審査委員会の意見を聴取しながら、各企業等から提出のあった事業化計画のうち、特に有望なものを県が認定する。

- ② 事業化の支援

県の認定を受けた事業化計画を実施する企業等に対して、技術研究、企業化・商品化の各段階において、各種の支援措置を機動的に講じ、事業化を促進する。

- ア 新産業創造支援のための補助 650,000千円

A 新産業創造研究開発費補助

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に新技術・新製品に関する研究開発に対して補助する。

〔補助限度額〕 500万円～ 5,000万円（3年間） 〔補助率〕 1/2以内

（環境・情報通信分野は500万円～7,000万円）

〔新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例〕に基づく、「新産業構造拠点地区」内に進出する企業等に対しては、

〔補助限度額〕 500万円～ 7,000万円（3年間） 〔補助率〕 2/3以内

B 創造的中小企業技術開発費補助

「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」の認定を受けた中小企業者が行う研究開発に対して補助する。

〔補助限度額〕 500万円～ 2,000万円（1年間） 〔補助率〕 2/3以内

C 新産業創造企業化補助

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に、企業化、商品化のための事業に対して補助する。

〔補助限度額〕 100万円～ 500万円（3年間） 〔補助率〕 1/2以内

①

ALL

## 〔新産業立地課〕

『新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例』に基づく、「新産業構造拠点地区」内に進出する企業等に対しては、

〔補助限度額〕 100万円～ 700万円 (3年間) 〔補助率〕 2/3以内

## イ 新産業創造支援のための融資

経営革新等支援資金（新産業創造支援貸付） [金融室所管]

認定事業化計画に取り組む中小企業者等を対象に企業化・商品化のための設備資金等を融資する。

〔融資限度額〕 1億円 〔融資利率〕 1.6% 〔融資期間〕 10年間 (2年据置)

## 3 創業（事業化）初期段階→成長・発展段階

## (1) 新産業創造キャピタルの推進

1,000,000千円

産業空洞化の進展が懸念されるなかで、震災からの産業復興を図り、21世紀に向けて持続的に発展する新たな産業の創出が求められていることから、優れた技術力やアイディアをもって新たな事業を開拓しようとするベンチャー企業や今後活躍が期待される女性起業家等の創出を促進するため、株式投資等を中心とした円滑な資金供給を行うことにより、企業の創業・新事業展開を支援する。

## ① 制度の類型

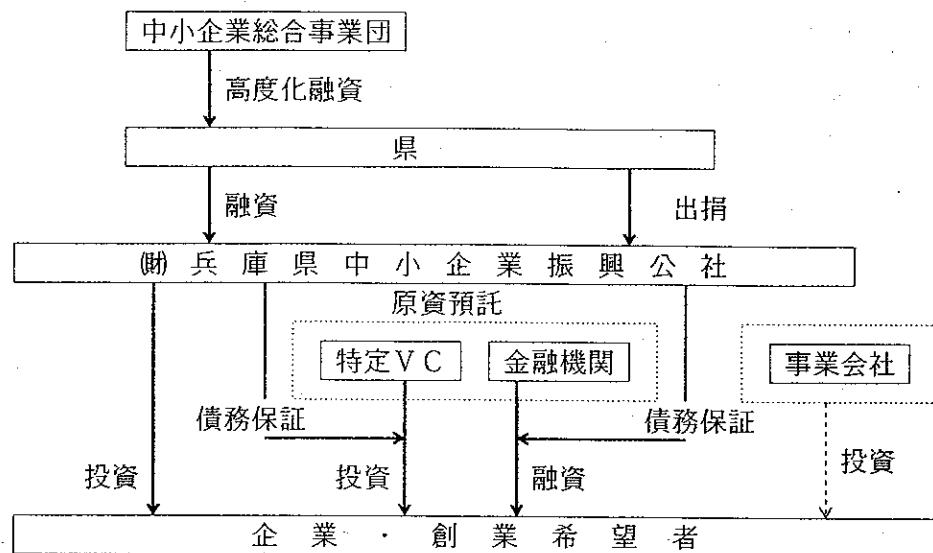
制度名	対象者	資金調達限度額
一般支援制度	①県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、新たな事業を開拓しようとする事業者、または創業希望者 ②産業復興条例に基づく「新産業構造拠点地区」に進出する企業等	2億円 (県独自事業)
女性起業家等支援制度	県内で創業しようとする女性・学生、企業退職後1年以内の方	1千万円 (県独自事業)
創造的中小企業創出支援制度	県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、新たな事業を開拓する中小企業者等 (創造活動促進法の認定を受けた方等)	1億1千万円 (高度化事業)

①

All

〔新産業立地課〕

② 制度のスキーム



③ 各制度の概要

ア 「一般支援制度」（資金調達限度額 2億円）

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	中小企業振興公社が単独で投資（株式、転換社債、ワラント債の引受）を行う。	5,000万円
協調投資	他の機関（協調機関）が投融資する場合に、中小企業振興公社も協調して投資を行う。（ただし協調機関と同額まで）	5,000万円
間接投資	中小企業振興公社が予め指定した特定のベンチャーキャピタル会社（特定VC）を通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
債務保証	金融機関が直接投資、間接投資と協調して無担保融資を行う場合、及び特定VCが預託を受けて社債を引き受ける場合に、その債務の一部を保証する。 ・無担保融資の債務保証（保証割合：90%） ・社債の債務保証（保証割合：70%）	保証対象 限度額 5,000万円 1億円

イ 「女性起業家等支援制度」（資金調達限度額 1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	株式会社の設立に際して、中小企業振興公社が設立新株を引き受ける。	500万円
債務保証	事業開始に際して、金融機関が無担保融資を行う場合に、その債務を保証する。（保証割合：100%）	保証限度額 500万円

## 〔新産業立地課〕

### ウ 「創造的中小企業創出支援制度」（資金調達限度額：1億1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
間接投資	中小企業振興公社が特定VCを通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
直接投資	間接投資先企業に対して、中小企業振興公社が投資を行う。	1,000万円
債務保証	特定VCが預託を受けて社債を引き受けの場合に、その債務の一部を保証する。（保証割合：70%）	保証対象 限度額 1億円

### (2) ベンチャーマーケット事業 8,562千円

ベンチャー企業と投資家との出会いの場を提供するベンチャーマーケットを開催し、株式公開を視野に入れ、その成長・発展を支援する。（年3回予定）

#### ① マーケット

投資家等を対象にベンチャー企業が自らのビジネスプランをプレゼンテーションする。

#### ② 個別商談コーナー

投資家等との個別商談の場を提供する。

#### ③ 交流会

投資家等との情報交換を行う場を提供する。

## II 産業立地の促進

### I 立地施策の推進

#### (1) 企業立地対策の推進

“地域づくりの一環としての産業立地”、“内陸部の産業活力拠点の形成”、“研究開発型産業の立地促進”を基本に県下への企業立地を進めるための条件整備を図る。

また、阪神・淡路大震災から産業の早期復興を促進し、被災地域に新たな経済的環境にふさわしい新規成長事業が集積する拠点地区の形成を図る。

#### ① 内陸産業団地等の形成促進 (県10/10) 7,000千円

山陽自動車道沿線地域を「兵庫サンベルト」と位置づけ、個別産業団地の形成促進に向けて、今後の企業及び地域のニーズの多様化に対応できるよう個々の団地の内容を充実させ、内陸部における先端技術型産業の立地促進、臨海地域の産業の高度化及び再活性化を図る。

また、農村地域における経済基盤づくりを図るために、個別産業団地の形成を促進する。

#### ② 農村地域工業等導入の促進 (国1/2 県1/2) 196千円

県下農村地域への工業等導入を計画的に進めるため、兵庫県農村地域工業等導入基本計画の見直しを行うとともに、実施計画の策定、見直し等について関係市町に対する指導を行う。

## IT産業振興室

## 産業情報化の促進

高度情報化社会の到来に対応して、情報産業の振興を図るとともに、県内産業の情報化を支援する。

## I 情報産業の振興

- (1) 兵庫情報ハイウェイ民間利用推進委員会（仮称）の設置・運営 新 （県10/10） 1,000千円  
兵庫情報ハイウェイの民間利用を公平かつ効率的に進めるため、接続許可方針や審査基準の検討、民間事業者の審査等を行う。
- (2) ITブリッジ事業の実施 新 (国1/2 県1/2) 3,930千円  
IT化のニーズを抱える地場産業、下請製造業、卸小売業、農業関係者等の地域の産業とITシーズを有するソフトウェア業、コンテンツ業等と情報産業との出会いの場を設けることにより、商談等の成立を促し、地域産業の情報化推進と、情報産業の振興を図る。
- ① ITブリッジスクエア  
地域産業とソフトウェア業、コンテンツ業等の情報産業との出会いの場として、交流会を開催する。
- ② アート&ITネットワーク事業  
アート&ITの融合を目指した芸術家等とIT関連産業の交流を促進するため、IT業界のアート、コンテンツ、ソフト等最新情報の交換の場を設ける。
- (3) ひょうごITコンテンツ賞の創設 新 (県10/10 一部国庫) 3,736千円  
コンテンツ産業の振興を図るとともに、クリエイターの質的向上を促進させるため、テーマに基づいた公募を行い、優秀な作品について表彰する。
- (4) ITクリエイティブビレッジ事業の実施 新 (県10/10) 8,331千円  
情報通信機能が充実しているほか、中小・ベンチャー企業への各種支援機能を有しているビル等に入居するIT関連中小・ベンチャー企業等に対して賃料補助を行う。  
〔対象施設〕サンパルビル（神戸市中央区雲井通5丁目3番1号）  
〔対象企業〕アートやIT関連中小・ベンチャー企業等
- (5) ITあわじ会議の開催 新 11,870千円  
ITを核としたベンチャー企業の育成・誘致による県内産業の活性化を図るため、本県企業が有するハード技術とアジア、太平洋地域のベンチャー企業の優れたソフト技術との融合など連携の可能性・方向性を検討する。

(P) ALL

[IT産業振興室]

[開催時期] 平成13年1月

[開催場所] 淡路夢舞台国際会議場

[テーマ] 「環太平洋地域とのIT分野におけるビジネスアライアンス」(仮題)

- (6) ひょうご情報公園都市における新産業集積の推進 (県10/10) 4,000千円  
 新都市のイメージをわかりやすくPRし、企業集積を促進するため、ひょうご情報公園都市シンポジウムを開催する。  
 また、先進事例や企業ニーズ等を踏まえた新事業創出を加速するための中核機能の検討を行う。  
 [場所:三木市志染町(約390ha)]

## 2 産業の情報化

- (1) 情報化推進事業の実施 (県1/2 国1/2) 47,245千円  
 インターネット等の情報活用及び情報機器利用の促進、情報関連ビジネスの展開にあたり、総合的、戦略的な立場から情報化を推進し、中小・ベンチャー企業等の創業・経営革新を図るため、助成金中小企業振興公社事業に対して補助する。
- ① 起業家支援情報ネットワークシステム推進事業  
 起業家支援のためのデータベースの整備とシステムの運用を行う。
  - ② 情報化プラザ事業  
 中小企業の情報化に関する課題や問題点をテーマとして、10~20人程度の規模で意見交換等を行う月例セミナーを開催し、自主的な情報交流、問題解決、知識・経験の企業間の相互活用を図る。
  - ③ 専門家派遣事業(情報化対応) (自己負担1/3)  
 情報分野の民間専門家を派遣し、その企業の現状に即した情報化へのアドバイスを行うことにより、中小企業・ベンチャー企業が創業・経営革新を図るための情報システム等の導入を促進する。
- (2) 中小企業ITセミナーの開催 新 (県1/2 国1/2) 2,280千円  
 IT化を進めるにあたって、リーダーシップをとるべき中小企業経営者・管理者向けにITの活用方法等の事例発表などを盛り込んだITセミナーを開催する。
- (3) 情報化リーダー養成事業の実施 新 (県10/10 自己負担1/3) 5,200千円  
 企業内における情報化リーダーを養成するため、企業内で情報化を先導していく従業者等に対し、研修を実施する。
- (4) IT化ビジネスプラン支援事業の実施 新 (県10/10) 52,470千円  
 IT化を進めようとする地場産業・商店街組合等や企業グループが、地域の先導的モデルとなるネットワークシステム等を構築するために一部を補助する。

[補助対象者] 10社以上の企業グループ又は産地組合・商店街等の業界団体

(P)

All

[IT産業振興室]

[補助対象経費] 構想策定費、機器購入・設置経費、ソフトウェア開発・購入費 等

[補助限度額] 5,000千円

[補 助 率] 1/2以内

(5) IT施策支援アドバイザーの設置 <sup>新</sup> (県10/10) 3,640千円

中小企業等のIT化を推進するための施策について、指導助言ができるアドバイザーを設置する。

# 事務概要

平成 14 年度

兵庫県産業労働部  
兵庫県地方労働委員会

## 課長（産業プロジェクト担当）

<http://web.pref.hyogo.jp/sanpro/index.html>

戦略的産業構造改革のリーディングプロジェクトである「テクノハーバー構想」及び「環境共生型都市（エコハーモニーシティ）構想」並びに「ガーデンビレッジ構想」及び「ひょうごウッディビジネスパーク構想」を産業政策として一体的な企画推進を図る。

## 1 産業技術プロジェクトの推進

### (1) テクノハーバー構想の推進

戦略的な産業構造改革プロジェクトの一つとして、WHO神戸センター、国際エメックスセンター、APNセンター等の国際的研究機関が集積する神戸港を中心とする地域で、「兵庫県产学研官連携イノベーションシステム」を新たに整備するなど、新事業創出支援機能を充実させている（財）新産業創造研究機構等の機能を活用し、国際色豊かな神戸の生活環境や事業基盤を活かした国際的新産業技術ソフト基盤づくりを進める。

### (2) フロンティア・イノベーションフェア開催事業

10,000千円

フロンティア産業の創出を図るため、大学、企業等の研究成果・技術シーズの産業界への円滑な技術移転に向けた技術・ビジネス交流の場としてのフェアを「国際フロンティア産業メッセ」の一環として開催する。

〔開催時期〕 平成14年11月20日（水）～21日（木）

〔開催場所〕 神戸国際展示場

〔事業内容〕 技術展示、フォーラム

### (3) 新産業技術交流研究会事業

1,000千円

本県の成長産業分野の加速的な伸長を図るため、成長産業7分野を対象とした共同研究・事業提携等を進める技術・ビジネス交流活動を支援する。

〔実施主体〕 （財）新産業創造研究機構

〔事業概要〕 セミナー等の開催、技術・ビジネス交流ワーキング活動

## 2 環境共生型都市（エコハーモニーシティ）構想の推進

瀬戸内臨海部の遊休地化している工場跡地等において、リサイクル拠点の形成を図るとともに、先進的な環境共生・創造のためのモデル拠点の整備を推進する。

構想の推進に当たっては、県土整備部において進められる「尼崎21世紀の森構想」、県民生活部において進められている「広域リサイクル拠点整備協議会」による取り組み等と、産業労働部における民間の先導的な環境ビジネス創出の支援を相互に連携して実施する。

〔課長(産業プロジェクト担当)〕

(1) 循環型社会先導プロジェクト推進事業の実施

70,988千円

本県企業等が有する高い技術集積等を活かし、社会経済システムを循環型へ転換する民間主導の取り組みを促進するため、企業群等による先導的ビジネスコンソーシアムによるプロジェクトの事業計画策定を支援する。

〔補助金額〕 1,000千円（下限）～10,000千円（上限）／年間×2年（最長）

〔補助率〕 対象経費の2/3以内

〔対象経費〕 事業計画策定に必要な経費

（コンソーシアム運営費、事業化コンサルティング費、技術・市場可能性調査費）

※本格的な研究開発費は対象外

(2) 環境創造型産業集積パイロットプロジェクト推進事業の実施

④

10,000千円

広域リサイクル拠点整備協議会における調査検討結果を活用するとともに、リサイクル物流の実証調査等を補完的に実施し、エコタウンプロジェクト関連の環境分野の新たなビジネスモデルを策定する。

### 3 ネイチャービジネス活性化型プロジェクトの推進

(1) ガーデンビレッジ（仮称）構想の戦略的推進

（農林水産部所管：9,000千円）

景観園芸に関する人・物・情報の集積を図り、戦略的な産業活動の拠点としての機能に加え、21世紀型の環境創造や新たなライフスタイル提案拠点としての機能を発揮していく等、より高次な役割を果たしていくことをめざす。

① 景観園芸産業新ビジネスシステムの創出促進

参画企業（景観園芸産業フロントランナー）等の掘り起こし並びに多角的連携（グルーピング）を図り、企業研究コンソーシアムの形成を推進する。

② 景観園芸産業交流フェアの開催

「第2回ガーデニングサミット」に企業間の相互交流を目的としたセミナー等を併せて開催。

〔日時〕 平成14年5月27日（月）～28日（火）

〔場所〕 宝塚ホテル等

(2) ひょうごウッディビジネスパーク（仮称）構想の戦略的推進（農林水産部所管：9,461千円）

「林業・木材産業、住関連産業等」を有機的に結び、地域資源を活かした創造的・挑戦的産業構造改革を図るとともに、人と自然が共生できるライフスタイルを提案し環境への負荷が少ない木材を生かした持続可能な社会発展の構築を図る「ひょうご木の文化」を創造するため、成熟しつつある県内人工林資源の生産地と大消費地が近接している条件を活かし、木とふれあう生活文化の創造、木製品化による新産業の創造、木材産業の高度化等をめざした、新たな木材供給システムの構築や木製品の研究開発・技術集積、普及啓発などの機能をもつ拠点を整備する「ひょうごウッディビジネスパーク（仮称）構想」を推進する。

① フロントランナー企業の組織化（事業化推進協議会の設置）

② 新たな木材供給システムの具体化（ビジネスモデルの実証）

- ① 対象業種 ア 先端技術関連の製造業  
 　　イ 流通関連業  
 　　ウ 情報サービス業  
 　　エ その他産業政策上特に必要と認めた企業
- ② 限度額 5億円（かつ必要経費の80%）  
 　　特認事業（「医療・福祉」、「生活文化」、「環境」、「情報・通信」等）の場合、10億円
- ③ 期間 10年以内（うち据置2年以内）
- ④ 利率 1.5%（固定金利）
- ⑤ 目標額 30億円

## II 新産業創造及び第二創業の促進

### 1 意識啓発→創業（事業化）準備段階

- (1) 新事業創出支援体制連携強化事業 2,579千円  
 　　(財)兵庫県中小企業振興公社等、新事業支援機関が連携のとれたコンサルティングを行うほか、ベンチャー企業支援策のPRや情報収集・共有のための事業を実施する。
- (2) ベンチャーカレッジ開催事業（起業家育成システム） 1,400千円  
 　　創業希望者等を対象として、ベンチャービジネスの育成から投資までを総合的に支援する「起業家育成システム」を実施し、起業家の創出に努めていく。

#### 【システムの概要】

起業家育成システムは、以下の4ステップから構成しており、起業家の育成から投資まで段階的かつ一貫した支援を行う。

- ア ステップ1（キックオフセミナーの開催によるシステムのPR及び参加者募集）  
 　イ ステップ2（起業家支援セミナー「ベンチャーカレッジ」の開催）  
 　　地域ベンチャースクール等で習得した経営基礎知識をもとに、モデルケースやディスカッションを取り入れた実践的な知識の習得を目指す。  
 　ウ ステップ3（専門家による事業化コンサルティングの実施）  
 　エ ステップ4（投資家等との出会いの場の提供等「ベンチャーマーケット」）

- (3) 生活産業創出支援事業 新 1,500千円  
 　　社会の高齢化、成熟化に伴い、今後成長が見込まれ、雇用の拡大が期待できる生活産業の創出を図るため、生活者の多様なニーズに対応する幅広い取り組みを喚起するとともに、その事業化を支援する。

#### ① 生活産業創出支援セミナーの開催

・参加者：約150名

## 〔新産業立地課〕

- ・実施主体：県、（財）兵庫県中小企業振興公社
- ② 調査費補助（先進的中小企業新分野進出支援事業費補助で対応）
- ・補助限度額：100万円／1年間           ・補助率：1/2以内
- ・対象経費：事業化計画策定に必要な調査費（マーケティング調査、事業化コンサルティング）

## 2 創業（事業化）準備段階→創業（事業化）初期段階

## (1) 事業可能性評価委員会の設置 536千円

優れた技術・特許を有し、将来発展する可能性が見込まれる創業・ベンチャー企業を発掘するため、ビジネスプランの事業可能性を評価する専門家による委員会を設置する。

この委員会で一定の評価を得たベンチャー企業に対して起業家支援専門家派遣など効率的・重点的な支援を行う。

開催回数：年4回（予定）

## (2) 起業家支援専門家派遣事業 24,940千円

事業可能性評価委員会で一定の評価を得たベンチャー企業や新産業創造キャピタルの投資先企業に対して、企業の事業実態に即応した経営指導等を行うための専門家を派遣する。

## (3) 学生起業家支援事業 5,000千円

独創的かつ斬新なビジネスアイディアを有する学生ベンチャーに対し、マーケティング調査等を通じ、ビジネスプラン作成の支援を行い、その事業化を推進する。

① 対象：事業可能性評価委員会で選定した事業者（5者予定）

② 助成限度額：1,000千円

## (4) 新産業創造プログラムの推進

21世紀の成熟社会にふさわしい新たな産業分野を創造し、産業構造の転換に向けたリーディングプロジェクトとして、新産業創造プログラムを推進する。

## ① 新商品・新サービスの開発支援 2,693千円

## ア 参加企業等の公募

環境、情報通信、医療福祉など生活の質の向上に役立つ新たな製品・新たなサービスの開発企画案を持った企業等を募集する（事業化計画の提出）。

## イ 事業化計画の認定

新産業創造プログラム等審査委員会の意見を聴取しながら、各企業等から提出のあった事業化計画のうち、特に有望なものを見定す。

## ② 事業化の支援

県の認定を受けた事業化計画を実施する企業等に対して、技術研究、企業化・商品化の各段階において、各種の支援措置を機動的に講じ、事業化を促進する。

## ア 新産業創造支援のための補助

## A 新産業創造研究開発費補助

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に新技术・新製品に関する研究開発に対して補助する。

・補助限度額 500万円～5,000万円（3年間）

（環境・情報通信分野は500万円～7,000万円）

・補 助 率 1/2以内

〔産業集積条例〕に基づく、「新産業構造拠点地区」「国際経済拠点地区」「産業集積促進地区」内に進出する企業等に対しては、

〔補助限度額〕 500万円～7,000万円（3年間）

〔補 助 率〕 2/3以内

## B 創造的中小企業技術開発費補助

「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」の認定を受けた中小企業者が行う研究開発に対して補助する。

・補助限度額 500万円～2,000万円（1年間）

・補 助 率 2/3以内

## C 新産業創造企業化補助

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に、企業化・商品化のための事業に対して補助する。

・補助限度額 100万円～500万円（3年間）

・補 助 率 1/2以内

〔産業集積条例〕に基づく、「新産業構造拠点地区」「国際経済拠点地区」「産業集積促進地区」内に進出する企業等に対しては、

〔補助限度額〕 100万円～700万円（3年間）

〔補 助 率〕 2/3以内

## イ 新産業創造支援のための融資

・新分野進出支援資金（新産業創造プログラム貸付） [経営支援課所管]

認定事業化計画に取り組む中小企業者等を対象に企業化・商品化のための設備資金等を融資する。

〔融資限度額〕 1億円 〔融資利率〕 1.1% 〔融資期間〕 10年間（2年据置）

## 3 創業（事業化）初期段階→成長・発展段階

## (1) 新産業創造キャピタルの推進

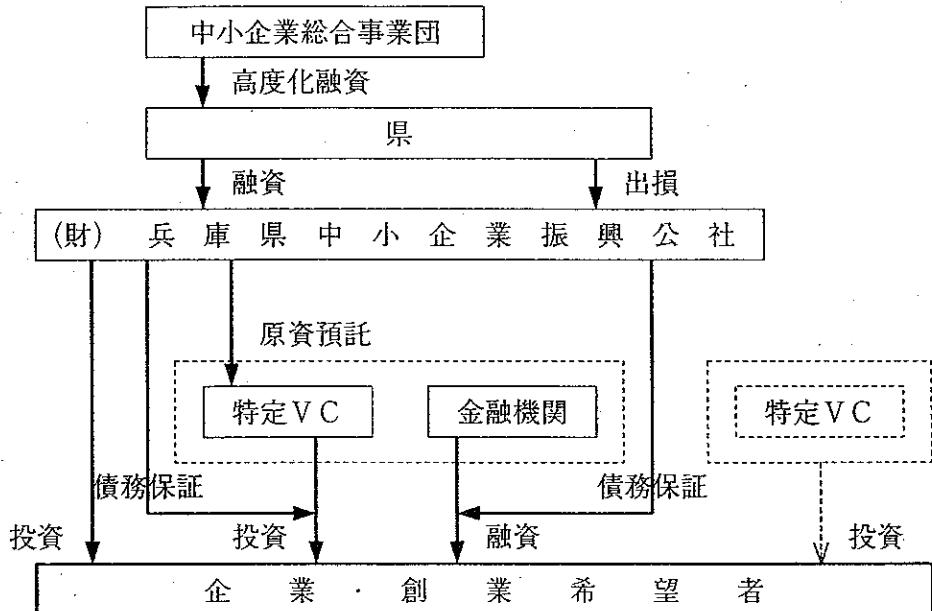
1,000,000千円

産業空洞化の進展が懸念されるなかで、震災からの産業復興を図り、21世紀に向けて持続的に発展する新たな産業の創出が求められていることから、優れた技術力やアイディアをもって新たな

## 〔新産業立地課〕

事業を展開しようとするベンチャー企業や今後活躍が期待される女性起業家等の創出を促進するため、株式投資等を中心とした円滑な資金供給を行うことにより、企業の創業・新事業展開を支援する。

## ① 制度のスキーム



## ② 制度の類型

制 度 名	対 象 者	資金調達限度額
一般支援制度	① 県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、新たな事業を展開しようとする事業者、または創業希望者 ② 産業集積条例に基づく「新産業構造拠点地区」「国際経済拠点地区」「産業集積促進地区」に進出する企業等	2億円 (県独自事業)
女性起業家等支援制度	県内で創業しようとする女性・学生、企業退職後1年以内の方	1千万円 (県独自事業)
創造的中小企業創出支援制度	県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、新たな事業を展開する中小企業者等（創造活動促進法の認定を受けた方等）	1億1千万円 (高度化事業)

◎ ALL

〔新産業立地課〕

③ 各制度の概要

ア 「一般支援制度」（資金調達限度額 2億円）

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	中小企業振興公社が単独で投資（株式、転換社債、ワラント債の引受）を行う。	5,000万円
協調投資	他の機関（協調機関）が投融資する場合に、中小企業振興公社も協調して投資を行う。（ただし協調機関と同額まで）	5,000万円
間接投資	中小企業振興公社が予め指定した特定のベンチャーキャピタル会社（特定VC）を通じて投資を行う。（特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する）	1億円
債務保証	金融機関が直接投資、間接投資と協調して無担保融資を行う場合、及び特定VCが預託を受けて社債を引き受ける場合に、その債務の一部を保証する。 ・無担保融資の債務保証（保証割合：90%） ・社債の債務保証（保証割合：70%）	保証対象 限 度 額 5,000万円 1億円

イ 「女性起業家等支援制度」（資金調達限度額 1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	株式会社の設立に際して、中小企業振興公社が設立新株を引き受ける。	500万円
債務保証	事業開始に際して、金融機関が無担保融資を行う場合に、その債務を保証する。（保証割合：100%）	保証限度額 500万円

ウ 「創造的中小企業創出支援制度」（資金調達限度額 1億1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
間接投資	中小企業振興公社が特定VCを通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
直接投資	間接投資先企業に対して、中小企業振興公社が投資を行う。	1,000万円
債務保証	特定VCが預託を受けて社債を引き受ける場合に、その債務の一部を保証する。（保証割合：70%）	保証対象 限 度 額 1億円

(2) ベンチャーマーケット事業

8,562千円

ベンチャー企業と投資家等との出会いの場を提供するベンチャーマーケットを開催し、資金調達や業務提携等を通じて、その成長・発展を支援する。（年6回予定）

〔新産業立地課〕

① マーケット

投資家等を対象にベンチャー企業が自らのビジネスプランをプレゼンテーションする。

② 個別商談コーナー

投資家等との個別商談の場を提供する。

③ 交流会

投資家等との情報交換を行う場を提供する。

## 4 一点突破による第二創業への支援

### (1) 先進的中小企業新分野進出支援事業

県内に事業所を有する既存中小企業者が新しい分野に進出するために行う、製品の高付加価値化、新製品・新サービスの開発や新技術の開発等に取り組む事業化計画を県が認定し、第二創業のための研究開発、企業化・商品化の各段階において、補助や融資により総合的に支援する。

① 先進的中小企業新分野進出支援事業費補助

100,738千円

〔補助額〕 100～500万円／2年間

〔補助率〕 1/2以内

〔対象経費〕 新製品・新サービスの開発、市場調査、販路開拓、ビジネスモデル開発等に必要な経費

〔対象者〕 県内に事業所を有する創業5年以上の中小企業者

② 先進的中小企業新分野進出事業支援貸付〔経営支援課所管〕

〔融資限度額〕 1億円

〔融資利率〕 1.1%

〔融資期間〕 10年間（2年据置）

〔対象経費〕 企業化・商品化のための設備・運転資金

## 2. 産学官連携の推進

産学官連携を推進し県下産業の技術力強化を進めるため、産学官連携総合相談窓口を整備するとともに、産学交流事業の取り組みを行う。

### (1) 兵庫県産学官連携イノベーションシステムの整備 新 51,100千円

産学官連携の総合窓口の整備を図るとともに、戦略的技術分野（バイオ、材料・ナノテクノロジー等）におけるイノベーション創出体制（兵庫県産学官連携イノベーションセンター）を整備することにより、イノベーションの源泉である大学等研究機関の知恵を十分活用したビジネスの立ち上げを促進し、新規事業、雇用の創出を図る。

〔実施主体〕 財団法人 新産業創造研究機構（N I R O）

〔実施内容〕 イノベーション・コーディネータの設置 (27,808千円)

産学官連携推進員の設置

兵庫県産学官連携コンソーシアムの運営（一部国庫） (1,668千円)

産学官連携相談事業（一部国庫） (1,624千円)

産学官連携ビジネスインキュベート事業（一部国庫） (20,000千円)

### (2) ものづくり産産学連携事業の推進 (県10/10) 5,144千円

技術シーズを有する大学などの研究者や各分野技術にニーズを具体化できる企業技術者との産と産、産と学など情報交流の場を提供するなどにより、効果的な新商品開発を促進する。

また、新たに整備されるイノベーションシステムに持ち込むシーズづくりを効果的に進めために、バイオ、IT、ナノテクノロジー等のフロンティア産業分野における研究交流機会を増やすとともに、外部指導者の協力を得ながら、効率的な研究プロジェクトの組成を促進する。

〔実施主体〕 社団法人 兵庫工業会

〔事業概要〕 年間20回程度の交流会の開催

（大学の技術シーズ紹介、企業保有技術の発表、交流会）

# ① ALL

〔情報政策課〕

## II 産業情報化の促進

高度情報化社会の到来に対応して、情報産業の振興を図るとともに、県内産業の情報化を支援する。

### 1 情報産業の振興

(1) 兵庫情報ハイウェイの民間利用推進 (県10/10) 1,000千円

① 兵庫情報ハイウェイ民間利用推進委員会の運営

兵庫情報ハイウェイの民間利用の公平かつ効率的な運用を進めるため、学識者等からなる委員会を運営する。

② 兵庫情報ハイウェイ民間利用推進協議会(仮称)の設置・運営 <sup>新</sup>

兵庫情報ハイウェイの新たな活用方策の検討や利用者間の情報交換を促進し、更なる効果的な民間利用を図るため、情報ハイウェイの利用者等からなる協議会を設置・運営する。

(2) 異業種・異分野交流等による情報産業の振興

① ITブリッジ事業の実施 (国1/2、県1/2) 3,930千円

地域産業とソフトウェア業、コンテンツ業等の情報産業との出会いの場として、プレゼンテーションや商談会等を内容とする交流会を開催する。

〔実施回数〕 50回程度 (5回程度×10地域)

② ITあわじ会議の開催 (県10/10) 9,970千円

ITを核としたベンチャー企業等の育成・誘致による県内産業の活性化を図るため、ITがもたらす社会経済への影響をテーマとした協議を行うとともに、アジア・太平洋地域の企業等を招聘し、これらの企業の有する技術と本県企業の有する技術との融合など連携の可能性・方向性を探る。

〔時期〕 平成14年11月頃

〔場所〕 淡路夢舞台国際会議場

(3) 情報産業の人材育成

① ひょうご“IT&A”学生グランプリの開催 (県一部国) 3,020千円

学生を対象に、テーマに基づいたITコンテンツ作品を公募し、優秀な作品を表彰することにより、本県のITコンテンツ産業の将来を担うクリエーターの発掘や育成を目指す。

〔応募資格〕 全国の小学校、中学校、高校、専門学校、大学、大学院の学生

〔対象作品〕 特別なソフトを利用することなくWeb上で閲覧、操作できるITコンテンツ作品(CG(静止画・動画)、ホームページ等)

② SOHO事業者等向け高度ソフトウェア研修等の実施 (緊急雇用創出事業) 11,050千円

SOHO事業者の主な活躍の場であるインターネット世界での仕事を円滑に行うために必要な技術力を高めるため、SOHO事業者を対象に、そのベースとなる技術等の習得を図る。

〔対象〕 SOHO事業者

〔内容〕 データ処理、画像処理、通信技術等に係る高度な情報技術の研修等

(o)

ALL

[情報政策課]

[講座数] 10コース (15人/コース)

(4) 情報産業の拠点づくり

① ITクリエイティブビレッジ事業の実施 (県10/10) 17,703千円

IT関連ベンチャー企業やグラフィック系デザイナー等に対し、低廉かつ情報通信基盤の整備されたオフィススペースを提供することにより、次世代を担うIT集積拠点の形成を図るとともに、芸術系大学等のサテライトオフィスとの連携により集積拠点の拡充・充実を図る。

[対象施設] サンパルビル (神戸市中央区)

[対象企業] IT関連ベンチャー企業、グラフィック系デザイナー等

[補助額] 賃料の1/2

[補助期間] 3年間以内

② ひょうご情報公園都市構想の推進 (県10/10) 4,000千円

産業復興と県内産業の構造転換を促進するため、ひょうご情報公園都市において、情報関連産業、先端技術産業等が集積する新産業創造拠点の形成をめざす。

ア ひょうご情報公園都市セミナーの開催

[開催回数] 1回

[開催場所] 大阪市内

[参加人員] 100人程度

[参加対象] 進出見込企業

イ ひょうご情報公園タウンミーティング等の開催

[開催回数] 3回程度

[開催場所] 三木市内

[参加人員] 30人程度

[参加対象] 進出見込企業、学識者、行政、住民等

ウ 現地見学会

[開催回数] 2回程度

③ SOHOサポートセンターの開設 (新) (緊急雇用創出事業) 17,036千円

SOHO事業者の諸活動の支援及び交流の拠点となるSOHOサポートセンターを設置し、相談員やスタッフを配置する。

[設置場所] 姫路市内及び尼崎市内

[設置期間] 平成14年度から平成16年度

④ SOHO交流会の場支援事業 (緊急雇用創出事業) 422千円

技術、マンパワー、就業条件等で様々な悩みを抱えるSOHO事業者等が、フェイスtoフェイスで話し合え、情報交換できる交流の場を提供する。

[開催回数] 年5回程度

[開催場所] 県内各地域

(6)

A L L

〔情報政策課〕

## 2 産業の情報化

### (1) 情報化を担う人材育成

- ① 中小企業ＩＴセミナーの開催 (県1/2 国1/2) 2,280千円

ＩＴ化を進めるにあたって、リーダーシップをとるべき中小企業経営者・管理者向けにＩＴの活用方法等の事例発表などを盛り込んだＩＴセミナーを開催する。

- ② 情報化リーダー養成事業の実施 (県1/2 国1/2) 5,200千円

企業内における情報化リーダーを養成するため、企業内で情報化を先導していく従業者等に対し、研修を実施する。(受講者負担あり)

### (2) 情報システム構築及びコンテンツ制作支援

- ① ＩＴ化ビジネスプラン支援事業の実施 (県10/10) 52,470千円

地場産業・商店街組合等の地域産業団体や中小企業などの企業グループが連携し、地域の先導的なモデルとなるネットワークシステム等を構築するために必要な経費の一部を補助する。

〔補助対象者〕 10社以上の企業グループ・産地組合・商店街等の業界団体

〔補助対象経費〕 構想策定費、機器購入・設置費、ソフトウェア開発・購入費 等

〔補助限度額〕 5,000千円

〔補 助 率〕 1/2以内

- ② 産業情報等映像制作事業 (新規雇用創出事業) 28,690千円

デジタル映像発信のニーズを有する市、町、その他県内商工団体等に制作技術者(新規雇用者)を派遣し、各団体等の必要とする映像コンテンツを制作する。

### (3) 産業ＩＴ化推進体制の整備

- ① 情報化推進事業の実施 (国1/2 県1/2) 47,245千円

インターネット等の情報活用及び情報機器利用の促進、情報関連ビジネスの展開にあたり、総合的、戦略的な立場から情報化を推進し、中小・ベンチャー企業等の創業・経営革新を図るため、(財)兵庫県中小企業振興公社事業に対して補助する。

ア 起業家支援情報ネットワークシステム推進事業

起業家支援のためのデータベースの整備とシステムの運用を行う。

イ 情報化プラザ事業

中小企業の情報化に関する課題や問題点をテーマにセミナーを開催し、自主的な情報交流、問題解決、知識・経験の企業間の相互活用を図る。

ウ 専門家派遣事業(情報化対応)

情報分野の民間専門家を派遣し、その企業の現状に即した情報化へのアドバイスを行うことにより、中小企業・ベンチャー企業が創業・経営革新を図るための情報システム等の導入を促進する。(受講者負担あり)

(②) ALL

〔情報政策課〕

② IT施策支援アドバイザー事業の実施 (県10/10) 3,640千円

産業のIT化を推進するための施策の検討を深めるため、有識者等からITの今後の展望や  
施策ニーズ等を聴取する。

# 事 務 概 要

平成 15 年度

兵庫県産業労働部  
兵庫県地方労働委員会

課長（新産業担当）

## I 新産業創造の総合的推進

以下の施策の実施を通じ、成熟社会にふさわしい21世紀をリードする新産業の創造をめざして、「戦略的研究の立ち上げ」から、「実用化開発・事業化」に至るまで各ステージに応じた体系的な支援を開拓する「ひょうご21世紀産業創造イニシアティブ」を推進。

### 1 新産業創造の推進

#### 〔意識啓発→創業（事業化）準備段階〕

- |   |             |         |
|---|-------------|---------|
| (1) 新事業創出支援体制連携強化事業   | (県1/2 国1/2) | 2,372千円 |
| (財)ひょうご中小企業活性化センター等、新事業支援機関が連携のとれたコンサルティングを行うほか、ベンチャー企業支援策のPRや情報収集・共有のための事業を実施する。 |             |         |
| (2) ベンチャーカレッジ開催事業（起業家育成システム）  | (県1/2 国1/2) | 1,300千円 |
| 創業希望者等を対象として、ベンチャービジネスの育成から投資までを総合的に支援する「起業家育成システム」を実施し、起業家の創出に努めていく。             |             |         |

#### 【システムの概要】

起業家育成システムは、以下の4ステップから構成しており、起業家の育成から投資まで段階的かつ一貫した支援を行う。

ア ステップ1（キックオフセミナーの開催によるシステムのPR及び参加者募集）

イ ステップ2（起業家支援セミナー「ベンチャーカレッジ」の開催）

地域ベンチャースクール等で習得した経営基礎知識をもとに、モデルケースやディスカッションを取り入れた実践的な知識の習得を目指す。

ウ ステップ3（専門家による事業化コンサルティングの実施）

エ ステップ4（投資家等との出会いの場の提供等「ベンチャーマーケット」）

- |                |          |         |
|----------------|----------|---------|
| (3) 生活産業創出支援事業 | (県10/10) | 1,500千円 |
|----------------|----------|---------|

社会の高齢化、成熟化に伴い、今後成長が見込まれ、雇用の拡大が期待できる生活産業の創出を図るため、生活者の多様なニーズに対応する幅広い取り組みを喚起するとともに、その事業化を支援する。

#### ① 生活産業創出支援セミナーの開催

・参加者：約100名

・実施主体：県、(財)ひょうご中小企業活性化センター

#### ② 調査費補助（先進的中小企業新分野進出支援事業費補助で対応）

〔補助額〕 20～100万円／1年間 〔補助率〕 1/2以内

〔対象経費〕 事業化計画策定に必要な調査費（マーケティング調査、事業化コンサルティング）

(P) ALL

[課長（新産業担当）]

[創業（事業化）準備段階→創業（事業化）初期段階]

- (1) 事業可能性評価委員会の設置 (県1/2 国1/2) 536千円

優れた技術・特許を有し、将来発展する可能性が見込まれる創業・ベンチャー企業を発掘するため、ビジネスプランの事業可能性を評価する専門家による委員会を設置する。

この委員会で一定の評価を得たベンチャー企業等に対して起業家支援専門家派遣など効率的・重点的な支援を行う。

開催回数：年4回（予定）

- (2) 起業家支援専門家派遣事業 (県1/2 国1/2) 23,694千円

事業可能性評価委員会で一定の評価を得たベンチャー企業や新産業創造キャピタルの投資先企業に対して、企業の事業実態に即応した経営指導等を行うための専門家を派遣する。

- (3) 学生起業家支援事業 (県1/2 国1/2) 5,000千円

独創的かつ斬新なビジネスアイディアを有する学生ベンチャーに対し、マーケティング調査等を通じ、ビジネスプラン作成の支援を行い、その事業化を推進する。

〔対象〕事業可能性評価委員会で選定した事業者（5者予定）

〔助成限度額〕1,000千円

- (4) 新産業創造プログラムの推進

21世紀の成熟社会にふさわしい新たな産業分野を創造し、産業構造の転換に向けたリーディングプロジェクトとして、新産業創造プログラムを推進する。

- ① 新商品・新サービスの開発支援 (県10/10) 2,693千円

ア 参加企業等の公募

環境、情報通信、医療福祉など生活の質の向上に役立つ新たな製品・新たなサービスの開発企画案を持った企業等を募集する（事業化計画の提出）。

イ 事業化計画の認定

新産業創造プログラム等審査委員会の意見を聴取しながら、各企業等から提出のあった事業化計画のうち、特に有望なものを県が認定する。

- ② 事業化の支援

県の認定を受けた事業化計画を実施する企業等に対して、技術研究、企業化・商品化の各段階において、各種の支援措置を機動的に講じ、事業化を促進する。

ア 新産業創造支援のための補助 590,000千円

- A 新産業創造研究開発費補助 (県10/10)

認定事業化計画に取り組む企業等を対象に新技術・新製品に関する研究開発に対して補助する。

〔補助額〕500万円～5,000万円（3年間）

（環境・情報通信分野は500万円～7,000万円）

〔補助率〕1/2以内

- 〔『産業集積条例』に基づく、「新産業構造拠点地区」「国際経済拠点地区」「産業集積促進地区」「構造改革特別地区」内に進出する企業等に対しては、  
 〔補助額〕500万円～7,000万円（3年間）  
 〔補助率〕2/3以内〕
- B 創造的中小企業技術開発費補助（県1/2 国1/2）  
 「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」の認定を受けた中小企業者が  
 行う研究開発に対して補助する。  
 〔補助額〕500万円～2,000万円（1年間）  
 〔補助率〕2/3以内
- C 新産業創造企業化補助（県10/10）  
 認定事業化計画に取り組む企業等を対象に、企業化・商品化のための事業に対して補助  
 する。  
 〔補助額〕100万円～500万円（3年間）  
 〔補助率〕1/2以内
- 〔『産業集積条例』に基づく、「新産業構造拠点地区」「国際経済拠点地区」「産業集積促進地区」「構造改革特別地区」内に進出する企業等に対しては、  
 〔補助額〕100万円～700万円（3年間）  
 〔補助率〕2/3以内〕
- イ 新産業創造支援のための融資  
 新産業創造プログラム貸付  
 認定事業化計画に取り組む中小企業者等を対象に企業化・商品化のための設備資金等を融資  
 する。  
 〔融資限度額〕1億円 〔融資利率〕1.1% 〔融資期間〕10年間（2年据置）

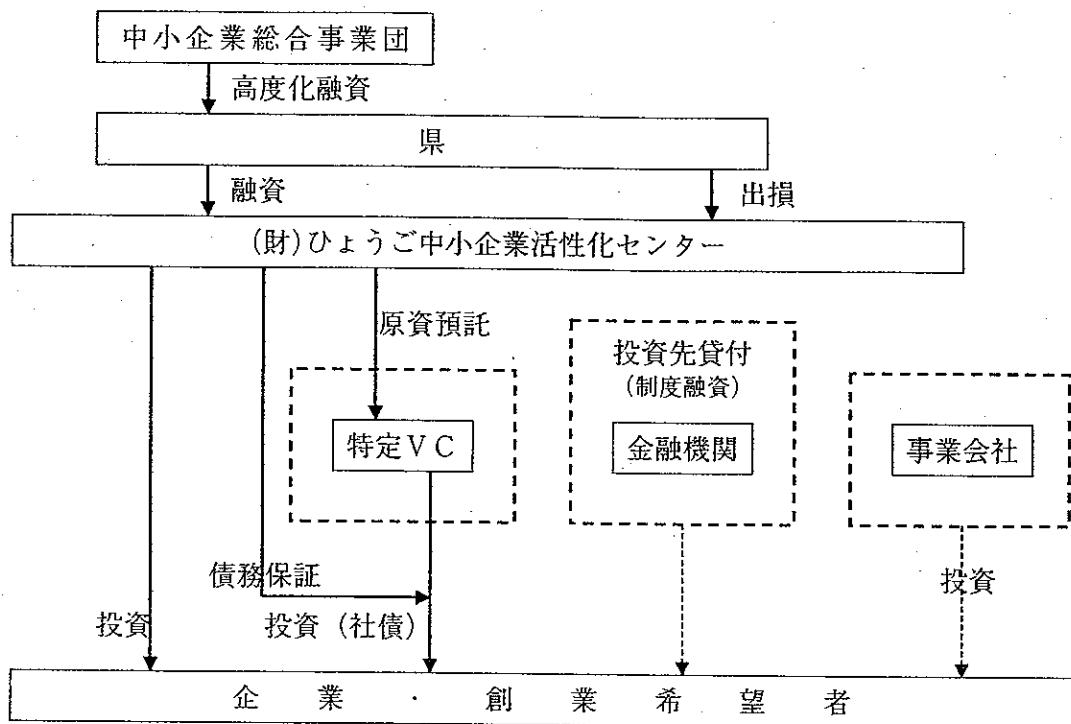
## 〔創業（事業化）初期段階→成長・発展段階〕

- (1) 新産業創造キャピタルの推進 500,000千円  
 21世紀をリードする新たな産業の創出をめざし、優れた技術力やアイディアをもって新たな事業  
 を展開しようとするベンチャー企業等の創出を促進するため、株式投資等を中心とした円滑な資金  
 供給を行うことにより、企業の創業・新事業展開を支援する。

〔課長（新産業担当）〕

○ ALL

① 制度のスキーム



② 制度の類型

制 度 名	対 象 者	資金調達限度額
一般支援制度	県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、新たな事業を展開しようとする事業者、または創業希望者	1億5千万円
創造的中小企業創出支援制度	県内に本社機能を置き、あるいは本社機能を移転して、新たな事業を展開する中小企業者等 (創造活動促進法の認定を受けた方等)	1億1千万円 (高度化事業)

③ 各制度の概要

ア 「一般支援制度」 (資金調達限度額 1億5千万円)

投資方法	内 容	限 度 額
単独投資	ひょうご中小企業活性化センターが単独で投資（株式、新株引受権付社債の引受）を行う。	5,000万円
協調投資	他の機関（協調機関）が投資する場合に、ひょうご中小企業活性化センターも協調して投資を行う。（ただし協調機関と同額まで）	5,000万円
間接投資	ひょうご中小企業活性化センターが予め指定した特定のベンチャーキャピタル会社（特定VC）を通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
債務保証	特定VCが預託を受けて社債を引き受ける場合に、その債務の一部を保証する。 ・社債の債務保証（保証割合：70%）	保証対象 限 度 額 1億円

## イ 「創造的中小企業創出支援制度」（資金調達限度額 1億1,000万円）

投資方法	内 容	限 度 額
間接単独	ひょうご中小企業活性化センターが特定VCを通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
直接投資	間接投資先企業に対して、ひょうご中小企業活性化センターが投資を行う。	1,000万円
債務保証	特定VCが預託を受けて社債を引き受けの場合に、その債務の一部を保証する。（保証割合：70%）	保証対象 限 度 額 1億円

## ④ 新産業創造キャピタル投資先貸付

〔融資限度額〕 5,000万円（ただし金融機関プロパー資金10%以上）

〔融資利率〕 1.5%

〔融資期間〕 10年間（2年据置）

〔対象経費〕 事業化計画の実施に必要な設備・運転資金

## (2) ベンチャーマーケット事業 (県1/2 国1/2) 8,486千円

ベンチャー企業と投資家等との出会いの場を提供するベンチャーマーケットを開催し、資金調達や業務提携等を通じて、その成長・発展を支援する。（年6回予定）

## ① マーケット

投資家等を対象にベンチャー企業が自らのビジネスプランをプレゼンテーションする。

## ② 個別商談コーナー

投資家等との個別商談の場を提供する。

## ③ 交流会

投資家等との情報交換を行う場を提供する。

## 〔一点突破による第二創業への支援〕

## (1) 先進的中小企業新分野進出支援事業

県内に事業所を有する既存中小企業者が新しい分野に進出するために行う、製品の高付加価値化、新製品・新サービスの開発や新技術の開発等に取り組む事業化計画を県が認定し、第二創業のための研究開発、企業化・商品化の各段階において、補助や融資により総合的に支援する。

## ① 先進的中小企業新分野進出支援事業費補助 (県10/10)

115,738千円

〔補助額〕 50～500万円／2年間

〔補助率〕 1/2以内

〔対象経費〕 新製品・新サービスの開発、市場調査、販路開拓、ビジネスモデル開発等に必要な経費

〔対象者〕 県内に事業所を有する創業5年以上の中小企業者

〔課長（新産業担当）〕

② 先進的中小企業新分野進出事業支援貸付

〔融資限度額〕 1億円

〔融資利率〕 1.1%

〔融資期間〕 10年間（2年据置）

〔対象経費〕 企業化・商品化のための設備・運転資金

## 2 環境共生型都市構想の推進

瀬戸内臨海部の遊休地化している工場跡地等において、リサイクル拠点の形成を図るとともに、先進的な環境共生・創造のためのモデル拠点の整備を推進する。

構想の推進に当たっては、県土整備部において進められる「尼崎21世紀の森構想」、健康生活部において進められている「広域リサイクル拠点整備協議会」による取り組み等と、産業労働部における民間の先導的な環境ビジネス創出の支援を相互に連携して実施する。

(1) 循環型社会先導プロジェクト推進事業の実施 (県10/10)

40,988千円

本県企業等が有する高い技術集積等を活かし、社会経済システムを循環型へ転換する民間主導の取り組みを促進するため、企業群等による先導的ビジネスコンソーシアムによるプロジェクトの事業計画策定を支援する。

〔補助金額〕 1,000千円（下限）～10,000千円（上限）／年間×2年（最長）

〔補助率〕 対象経費の2/3以内

〔対象経費〕 事業計画策定に必要な経費

（コンソーシアム運営費、事業化コンサルティング費、技術・市場可能性調査費）

※本格的な研究開発費は対象外

(2) 環境創造型産業クラスター形成促進事業 (県10/10)

4,000千円

産・学・官の協働により姫路市が、「環境・リサイクル経済特区」の認定を受けた姫路市広畠地区に関連企業の誘致や先導的産業の創出などを促進するとともに、地区全体のゼロエミッション産業団地化を目指す「環境創造型産業クラスター形成促進事業」を実施する。

〔実施主体〕 広畠臨海産業団地環境ビジネス推進会議

（兵庫県・姫路市・有識者・関連企業で構成）

〔事業内容〕 ① ゼロエミッション産業団地化に向けた調査研究（業種構成、規模等を考えた集積モデルの作成）

② 集積モデルの普及

③ 環境・リサイクル産業の誘致活動

① ALL

[課長（新産業担当）]

## II 産業情報化の推進

高度情報化社会の到来に対応して、情報産業の振興を図るとともに、県内産業の情報化を支援する。

### 1 情報産業の振興

#### (1) 異業種・異分野交流等による情報産業の振興

① ITブリッジ事業の実施 (県1/2、国1/2) 2,732千円

地域産業とソフトウェア業、コンテンツ業等の情報産業との出会いの場として、プレゼンテーションや商談会等を内容とする交流会を開催する。

〔実施回数〕 1～2回程度×10地域

2回程度×広域

② ITあわじ会議の開催 (県10/10) 7,000千円

ITを核としたベンチャー企業の育成・誘致・連携等による県内産業の活性化を図るため、ITがもたらす社会経済への影響をテーマとした協議を行うとともに、アジア・太平洋地域の企業等を招聘し、ビジネスアライアンスの可能性を探る。

〔時期〕 平成15年秋頃

〔場所〕 淡路夢舞台国際会議場

#### (2) 情報産業の人材育成

① ひょうご“IT&A”学生グランプリ事業 (一部国庫) 3,020千円

学生を対象に、テーマに基づいたITコンテンツ作品を公募し、優秀な作品を表彰することにより、本県のITコンテンツ産業の将来を担うクリエーターの発掘や育成を目指す。

〔応募資格〕 全国の小学校、中学校、高校、専門学校、大学、大学院の学生

〔対象作品〕 特別なソフトを利用することなくWeb上で閲覧、操作できるITコンテンツ作品 (CG(静止画・動画)、ホームページ)

② SOHO事業者等向け高度ソフトウェア研修等の実施 (緊急雇用創出事業) 12,370千円

SOHO事業者の主な活躍の場であるインターネット世界での仕事を円滑に行うために必要な技術力を高めるため、SOHO事業者を対象に、そのベースとなる技術等の習得を図る。

〔対象〕 SOHO事業者

〔内容〕 データ処理、画像処理、通信技術等に係る高度な情報技術の研修等

〔講座数〕 10コース (15人/コース)

#### (3) 情報産業の拠点づくり

① ITクリエイティブビレッジ事業の実施 (県10/10) 17,703千円

IT関連ベンチャー企業等に対し、低廉かつ情報通信基盤の整備されたオフィススペースを提供することにより、次世代を担うIT集積拠点の形成を図るとともに、大学のサテライトオフィスとの連携により集積拠点の拡充・充実を図る。

(o)

All

〔課長（新産業担当）〕

〔対象施設〕サンパルビル（神戸市中央区）

〔対象企業〕IT関連ベンチャー企業、グラフィック系デザイナー等

〔補助額〕賃料の1/2

〔補助期間〕3年間以内（但し、平成16年度末まで）

② ひょうご情報公園都市構想の推進（県10/10）

3,000千円

産業復興と県内産業の構造転換を促進するため、ひょうご情報公園都市において、情報関連産業、先端技術産業等が集積する新産業創造拠点の形成をめざす。

ア ひょうご情報公園都市フォーラムの開催

〔開催回数〕1回

〔参加人数〕100人程度

イ ひょうご情報公園タウンミーティングの開催

〔開催回数〕1～2回程度

〔参加人員〕30人程度

〔参加対象〕進出見込み企業、学識者、行政、住民等

ウ 現地見学会

〔開催回数〕1～2回程度

③ S O H Oサポートセンターの設置・運営（緊急雇用創出事業）

20,352千円

S O H O事業者の諸活動の支援及び交流の拠点となるS O H Oサポートセンターを設置し、相談員やスタッフを配置する。

〔設置場所〕姫路市内、尼崎市内及び豊岡市内

〔設置期間〕平成14年度から平成16年度（豊岡は平成15年度から平成16年度）

④ S O H O交流の場支援事業（緊急雇用創出事業）

302千円

技術、マンパワー、就業条件等で様々な悩みを抱えるS O H O事業者等が、フェイスtoフェイスで話し合え、情報交換できる交流の場を提供する。

〔開催回数〕年3回程度

〔開催場所〕県内各地域

## 2 地域産業の情報化の推進

### （1）情報化を担うIT人材の育成

① 中小企業ITセミナーの開催（県1/2 国1/2）

2,280千円

中小企業経営者、管理者を対象にITに関する普及啓発を図るため、事例発表を交えたITセミナーを開催する。

〔開催回数〕各県民局1回程度

② 情報化プラザ事業の実施（県1/2 国1/2）

1,094千円

企業における情報化の現状、活用方法、セキュリティ等の最新動向を習得するため、月例セ

(O)

ALL

[課長（新産業担当）]

ミナーを開催する。

〔開催回数〕 10回（1回あたり20名程度）

〔研修期間〕 5日間

③ 情報化リーダー養成事業の実施（県1/2 国1/2） 5,200千円

企業内で情報化を推進できるリーダー的人材養成を図るため、中級から上級レベルのITリーダー研修を実施する。

〔講座数・時間〕 18コース（15人／1コース）、24時間／1コース

(2) ネットワークシステム構築等の支援

① IT化ビジネスプラン支援事業の実施（県10/10） 42,470千円

中小企業グループ等が連携し、地域の先導的なモデルとなるネットワークシステム等を構築するため、必要な経費の一部を補助する。

〔補助対象者〕 10社以上の企業グループ・産地組合・商店街等の業界団体

〔補助対象経費〕 構想策定費、機器購入・設置費、ソフトウェア開発・購入費 等

〔補助限度額〕 5,000千円

〔補助率〕 1/2以内

② 産業情報等映像制作事業の実施（緊急雇用創出事業） 28,690千円

デジタル映像発信のニーズを有する市・町・商工団体等の映像制作を支援するため、制作技術者を派遣し映像コンテンツを制作する。

③ IT専門家ヒアリング事業の実施（県10/10） 803千円

各分野の有識者から本県企業のIT活用の実態等をヒアリングし、施策検討や事業推進の参考とする。

④ 中小企業支援情報提供機能の充実（情報化推進事業）（県1/2 国1/2） 37,269千円

中小企業の必要とする施策情報、新産業創出や新分野進出に係る情報や一般経営情報等各種支援情報をタイムリーに発信するため、(財)ひょうご中小企業活性化センターが行うホームページやメールマガジン等で提供するシステムの構築・運用等を支援する。

⑤ 専門家派遣事業の実施（県1/2 国1/2） 2,530千円

個別企業が自社の情報システム構築等を行う際の課題・問題点の解決を図るため、民間専門家を派遣し個別指導を行う。

〔派遣回数〕 1社当たり5回以内

〔企業負担額〕 総経費の1/3

〔課長（産業技術担当）〕

県内企業の新製品開発、デザイン開発能力の向上を図るため、県内企業の開発した製品等のうちデザイン、機能の優れたものを選定し、PRを行う。

### 3 産学官連携の推進

産学官連携を推進し県下産業の技術力強化を進めるため、産学官連携総合相談窓口を整備するとともに、産学交流事業の取り組みを行う。

#### (1) 兵庫県産学官連携イノベーションシステムの整備（一部国庫） 51,100千円

産学官連携の総合窓口の整備を図るとともに、戦略的技術分野（バイオ、材料・ナノテクノロジー等）におけるイノベーション創出体制（兵庫県産学官連携イノベーションセンター）を整備することにより、イノベーションの源泉である大学等研究機関の知恵を十分活用したビジネスの立ち上げを促進し、新規事業、雇用の創出を図る。

〔実施主体〕 財団法人 新産業創造研究機構(NIRO)

〔実施内容〕 ・体制整備

イノベーション・コーディネータの設置 (27,808千円)

産学官連携推進員の設置

兵庫県産学官連携コンソーシアムの運営（一部国庫） (1,668千円)

・実施事業

産学官連携相談事業（一部国庫） (1,624千円)

産学官連携ビジネスインキュベート事業（一部国庫） (20,000千円)

#### (2) ものづくり産学連携事業の推進（県10/10） 5,144千円

技術シーズを有する大学などの研究者や各分野技術にニーズを具体化できる企業技術者との産と産、産と学など情報交流の場を提供するなどにより、効果的な新商品開発を促進する。

また、新たに整備されるイノベーションシステムに持ち込むシーズづくりを効果的に進めるために、バイオ、IT、ナノテクノロジー等のフロンティア産業分野における研究交流機会を増やすとともに、外部指導者の協力を得ながら、効率的な研究プロジェクトの組成を促進する。

〔実施主体〕 社団法人 兵庫工業会

〔事業概要〕 年間20回程度の交流会の開催

（大学の技術シーズ紹介、企業保有技術の発表、交流会）

#### (3) 新産業技術交流研究会事業（県10/10） 1,000千円

本県の成長産業分野の加速的な伸長を図るため、成長産業7分野を対象とした共同研究・事業提携等を進める技術・ビジネス交流の場の運営を支援する。

〔実施主体〕 (財)新産業創造研究機構

〔事業内容〕 セミナー等の開催、技術・ビジネス交流ワーキング活動